

糸田町国民保護計画

平成19年2月

糸田町

目 次

第1編	総論	5
第1章	町の責務、計画の位置づけ、構成等	5
1	町の責務及び国民保護計画の位置づけ	5
2	国民保護計画の構成	5
3	国民保護計画の見直し、変更手続	6
第2章	国民保護措置に関する基本方針	7
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	9
第4章	町の地理的、社会的特徴	10
第5章	国民保護計画が対象とする事態	14
1	武力攻撃事態	14
2	緊急処理事態	14
第2編	平素からの備えや予防	15
第1章	組織・体制の整備等	15
第1	町における組織・体制の整備	15
1	町の各課室局における平素の業務	15
2	町職員の参集基準等	16
3	消防団の体制	20
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第2	関係機関との連携体制の整備	22
1	基本的考え方	22
2	県との連携	22
3	近接市町村・消防本部との連携	23
4	指定公共機関等との連携	23
5	民間団体等に対する支援	23
第3	通信の確保	25
第4	情報収集・提供等の体制整備	26
1	基本的考え方	26
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	29
第5	研修及び訓練	29
1	研修	29
2	訓練	30
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	32
1	避難に関する基本的事項	32
2	避難実施要領のパターンの作成	33

3	救援に関する基本的事項	33
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	34
5	避難施設の指定への協力	34
6	生活関連等施設の把握等	34
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	36
1	町における備蓄	36
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	36
第4章	国民保護に関する啓発	38
1	国民保護措置に関する啓発	38
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	38
第3編	武力攻撃事態等への対処	39
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	39
1	事態認定前における町緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	39
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	41
第2章	町対策本部の設置等	42
1	町対策本部の設置	42
2	通信の確保	49
第3章	関係機関相互の連携	50
1	国・県の対策本部との連携	50
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	50
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	50
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	51
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	51
6	町の行う応援等	52
7	ボランティア団体等に対する支援等	52
8	住民への協力要請	53
第4章	警報及び避難の指示等	54
第1	警報の伝達等	54
1	警報の内容の伝達等	54
2	警報の内容の伝達方法	55
3	緊急通報の伝達及び通知	56
第2	避難住民の誘導等	57
1	避難の指示の通知・伝達	57
2	避難実施要領の作成	58
3	避難住民の誘導	60
第5章	救援	66
1	救援の実施	66
2	関係機関との連携	66
3	救援の内容	67
第6章	安否情報の収集・提供	68

1	安否情報の収集	68
2	県に対する報告	69
3	安否情報の照会に対する回答	69
4	日本赤十字社に対する協力	70
第7章	武力攻撃災害への対処	71
第1	武力攻撃災害への対処	71
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	71
2	武力攻撃災害の兆候の通報	71
第2	応急措置等	72
1	退避の指示	72
2	警戒区域の設定	73
3	応急公用負担等	74
4	消防に関する措置等	74
第3	生活関連等施設における災害への対処等	77
1	生活関連等施設の安全確保	77
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	77
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	79
1	武力攻撃原子力災害への対処	79
2	NBC攻撃による災害への対処	80
第8章	被災情報の収集及び報告	83
第9章	保健衛生の確保その他の措置	84
1	保健衛生の確保	84
2	廃棄物の処理	84
第10章	国民生活の安定に関する措置	86
1	生活関連物資等の価格安定	86
2	避難住民等の生活安定等	86
3	生活基盤等の確保	86
第11章	特殊標章等の交付及び管理	87
第4編	復旧等	89
第1章	応急の復旧	89
1	基本的考え方	89
2	公共的施設の応急の復旧	89
第2章	武力攻撃災害の復旧	90
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	91
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	91
2	損失補償及び損害補償	91
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	91
第5編	緊急対処事態への対処	92
1	緊急対処事態	92

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 9 2

資料編 9 3

1 関係機関の連絡窓口
 (1) 指定行政機関・指定地方行政機関及び自衛隊 9 3
 (2) 筑豊地区における関係機関(県警察・自衛隊含む) 9 5
 (3) 関係市町村 9 5
 (4) 消防本部(局) 9 8
 (5) 関係指定公共機関 1 0 0
 (6) 指定地方公共機関 1 0 0
2 災害拠点病院一覧表 1 0 3
3 二種感染症指定医療機関一覧表 1 0 4
4 緊急道路一覧表 1 0 4
5 田川市郡内主要道路一覧表 1 0 5
6 町内指定避難所一覧 1 0 6
7 安否情報省令(安否情報報告書・照会書・回答書) 1 0 7
8 火災・災害等即報要領(第1号~第4号様式) 1 1 4

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び福岡県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、本町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 国民保護計画の構成

国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ知事に協議した後、町議会に報告し、公表する。（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

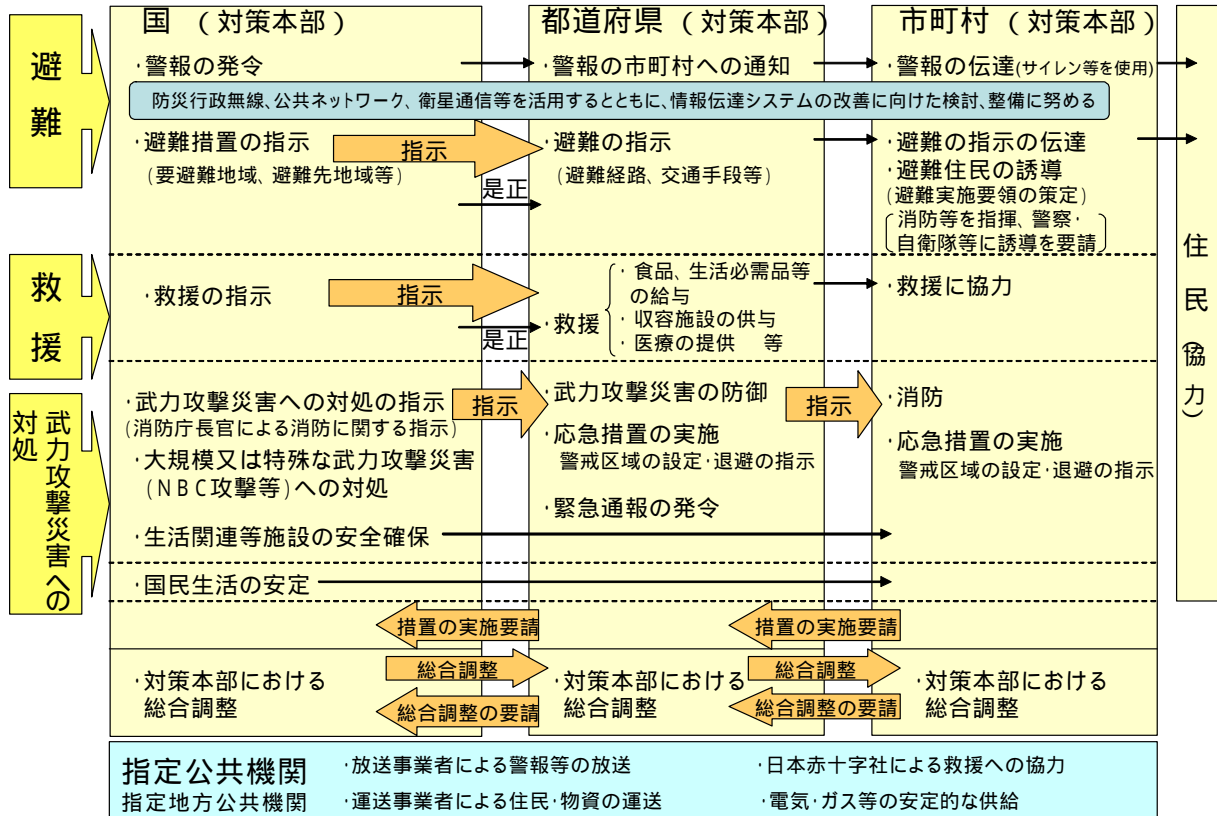
【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

【国民保護措置の全体の仕組み】

町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 国民保護計画の作成 国民保護協議会の設置、運営 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 組織の整備、訓練 警報の伝達、避難実施要領の作成、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係指定行政機関・関係指定地方行政機関・市町村・関係指定公共機関及び指定地方公共機関の所在、連絡先等については、資料編として末尾に記載。

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき本町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本町は筑豊のほぼ中心に位置し、東西3.5 km、南北2.5 km、面積8.03k m²で、田川郡の北に属している。東は田川市東部に接し、西は飯塚市に接し、北は福智町、南は田川市西部に接している。東西の境は高地を以ってなし、特に西部飯塚市境は通称日王山、関の山等の小山脈で町の中央は南北にのびる丘陵により二分されている。

この丘陵の東西にはそれぞれ英彦山を源とする中元寺川と泌川が北流し、平地は大体が水田をなしている。気候は温暖であり、内陸型の気象である。

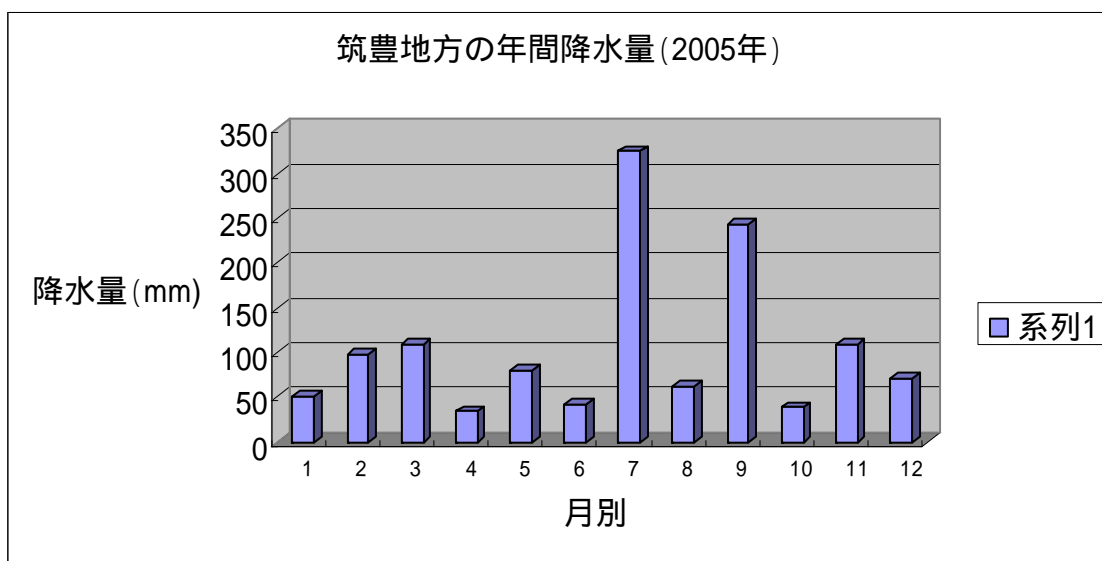
また、本町内に活断層は確認されていないが、北部に位置する福智町から直方市にかけては福智山断層、また西部に位置する飯塚市と宮若市にかけては西山断層がある。この断層は現在は活動していないが、ほぼ確実に活断層であると推定されている。



(2) 気候

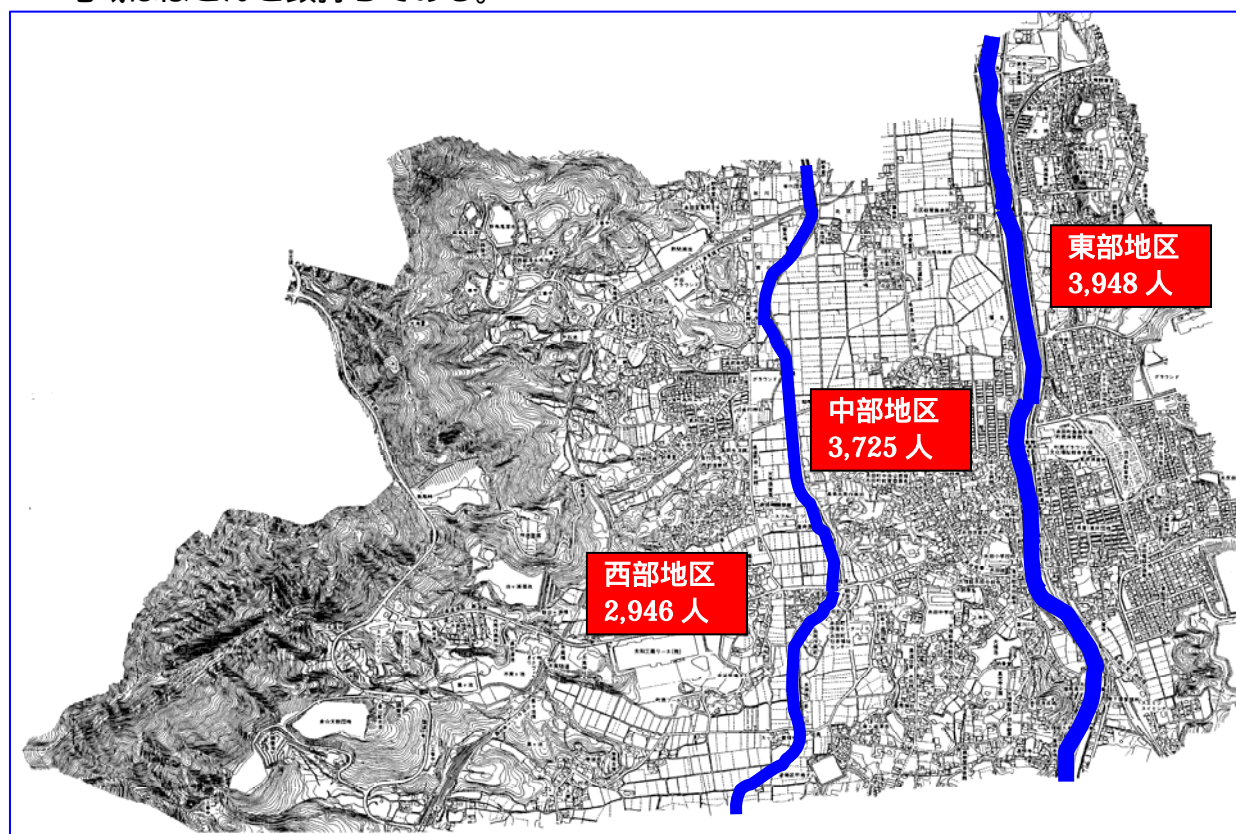
本町においては、四季を通じて気候の変化は激しく、特に県内他地区と比較しても昼と夜、夏と冬の気温の較差は最も大きい地域である。又、盆地性気候により雨季から夏にかけては湿度が特に高く蒸し暑い地域であり霧の発生が多い地形環境で

もある。しかし降雨量、風速については、県内各地区と比較してもそれほど大差のない地域でもある。



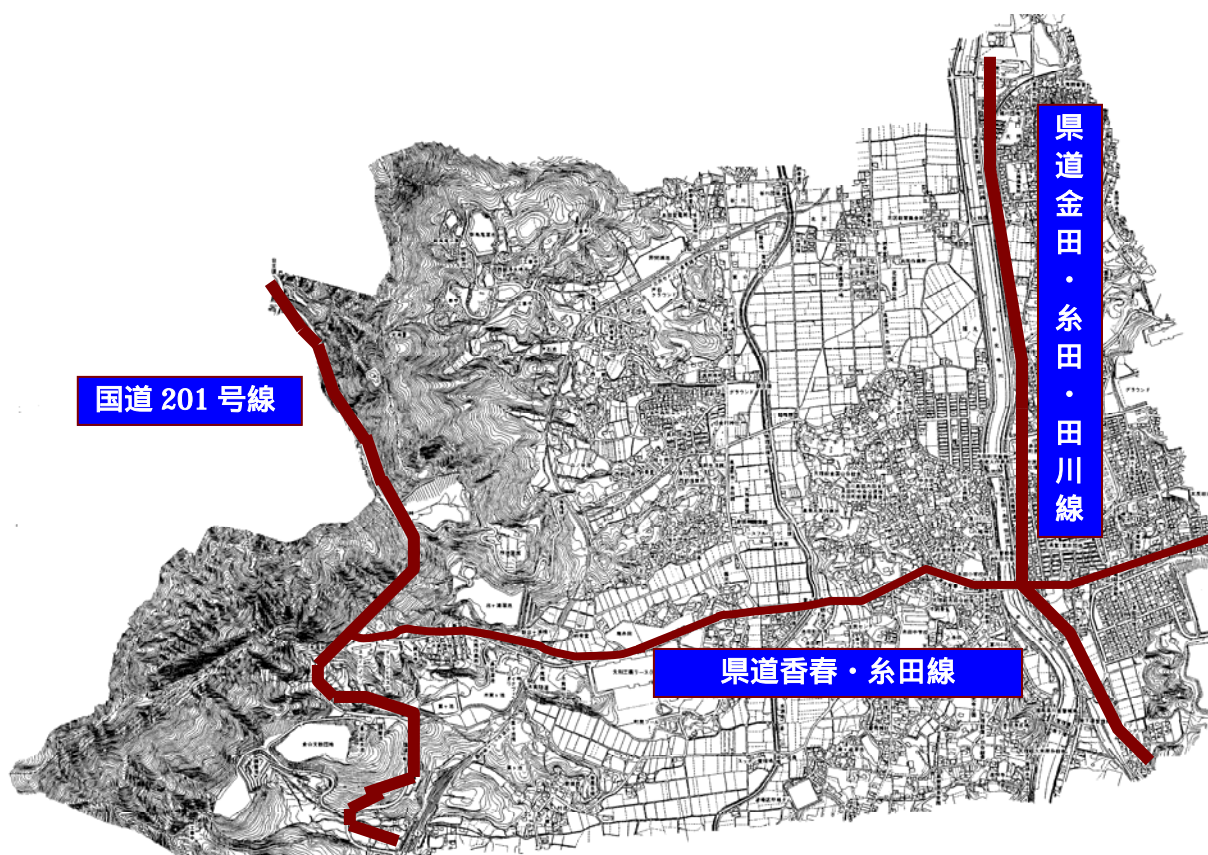
(3) 人口分布

人口密度は、極めて高く、田川郡内でも抜きんでている。又近年、東部並び西部地区は住宅政策が進み、人口増のため人口密度がしだいに高くなっているが、中部地域はほとんど頭打ちである。



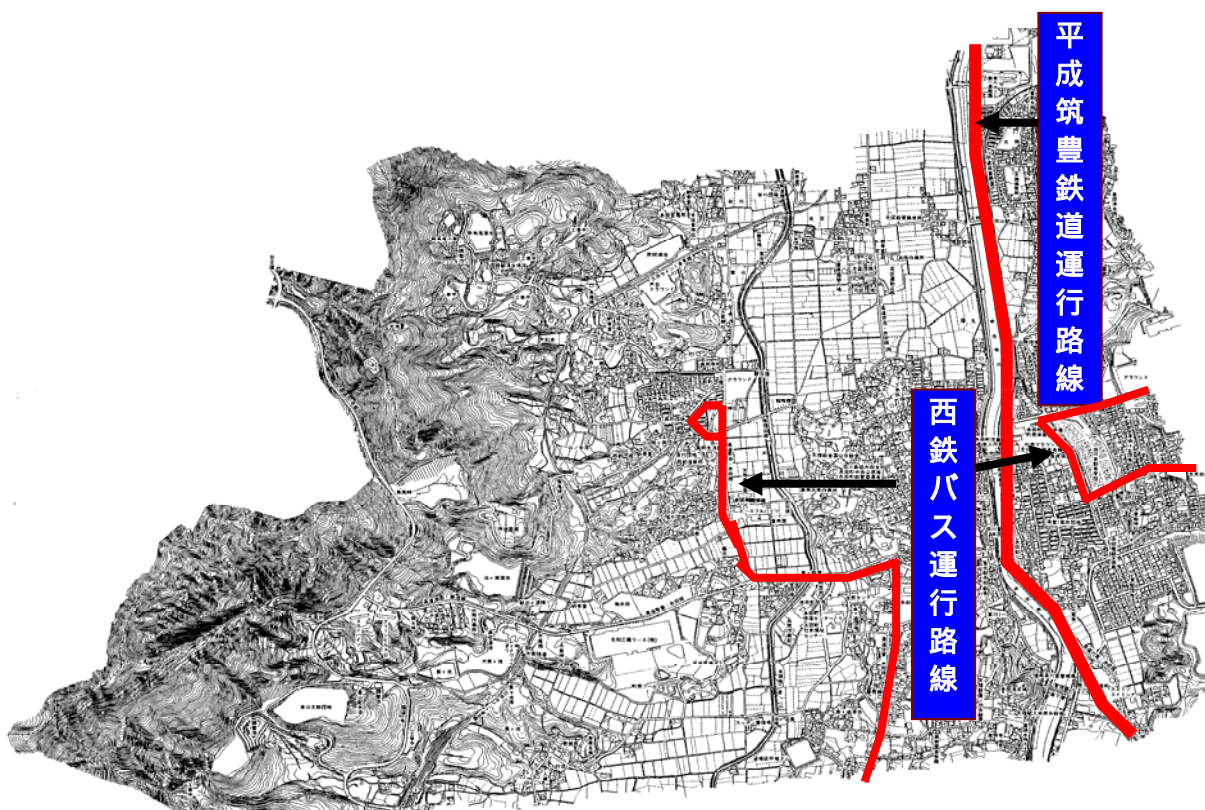
(4) 道路の位置等

主要幹線道路は、国道201号線が南北に走り田川市と飯塚市につながっている。又、県道金田・糸田・田川線は、中元寺川沿いに南北に延び田川市、福智町へ至り、東西には、県道香春・糸田線が延び近隣地区を結ぶ重要な幹線道路になっている。



(5) 鉄道、バス路線の位置等

現在、平成筑豊鉄道が中元寺川沿いに南北に走り田川市や福智町への移動手段として町民に幅広く利用されている。又、西鉄バスは、運行路線の縮小により現在、県道香春糸田線等の一部で運行を行っている。



国民保護措置を実施する上での課題

本町では、避難施設の指定が考えられる建物は、地区公民館が多く、建物本体が老朽化しているものが多い。

又、人口が集中している区域については、鉄筋コンクリート造の建築物が少ないことから避難誘導を実施する場合、道路、施設での混乱が予測されるとともに人口の多数を占める高齢者の迅速な避難誘導が懸念される。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- 着上陸侵攻
- ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針及び県国民保護計画に記述している。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - 給油施設・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - コミュニティ施設等・駅及び列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - 列車や路線バスを使用し多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

上記の事態例の特徴等については、基本指針及び県国民保護計画に記述している。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから以下のとおり、各課室局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課室局における平素の業務

町の各課室局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【町の各課室局における平素の業務】

課室局名	分 掌 事 務
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1.町国民保護協議会の運営に関する事。 2.町国民保護対策本部に関する事。 3.町避難実施要領の作成に関する事。 4.町国民保護計画に基づく諸対策に関する事。 5.自衛隊及び関係機関との連絡調整に関する事 6.物資及び資材の備蓄に関する事。 7.国民保護措置についての訓練に関する事。 8.避難施設の整備に関する事。 9.住民の避難誘導に関する事。 10.住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 11.安否情報の収集体制の整備に関する事。 12.特殊標章等の交付等に関する事。 13.自治組織との連絡調整に関する事。 14.防災無線等の伝達体制に関する事。 15.消防団組織の活動・整備に関する事。 16.町議会との連絡に関する事。
税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1.被災による罹災者の町税減免猶予の周知に関する事。
住民課 福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1.救助用食糧、物資、器材の整備及び配分計画に関する事。 2.医療関係機関との連絡に関する事。 3.日本赤十字社との連絡調整に関する事。 4.保健、食品衛生に関する事。 5.高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の支援体制の整備に関する事。 6.防疫資材の整備に関する事。 7.遺体の措置及び埋葬に関する事。 8.廃棄物の処理に係る調整に関する事。

課室局名	分 掌 事 務
建設課 住宅課 同和室	1.土木関係機関及び団体との連絡調整に関する事。 2.道路状況の把握、対策に関する事。 3.復旧資材の確保に関する事 4.遠賀川河川事務所との連絡調整に関する事。
産 業 経 済 課	1.主食の確保に関する事。 2.家畜伝染病対策に関する事。 3.堰、水門、農業用水路の状況把握に関する事。 4.農道状況の把握・整備に関する事。 5.農林事務所との連絡調整に関する事。 6.農業協同組合並びに関係団体との連絡調整に関する事。
水道課	1.給水計画の作成に関する事。 2.給水施設の管理・整備に関する事。 3.水道関係業者との連絡調整に関する事。
学校教育課 社会教育課	1.教育施設の管理・整備に関する事。 2.児童生徒の安全指導に関する事。 3.教育関係機関との連絡調整に関する事。 4.避難・誘導訓練教育に関する事。 5.社会体育施設の管理・整備に関する事。
保育所	1.保育所児の安全確保に関する事。
病院	1.医薬品の供給体制の整備に関する事。 2.他の医療機関との連絡調整に関する事。

国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

【町における24時間体制の確保について】

(1) 行政部局での対応充実

消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化(当直者が速やかに町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。

(2) 消防本部との連携強化

夜間、休日等における初動連絡(警報受領及び現場情報受領、担当職員への連絡)を消防本部に委任する。その際、本町においては、初動の連絡を受領次第速やかに対応体制をとり、担当職員が登庁後は消防本部より引き継ぎ、国民保護措置を実施する。

又、平素より、消防本部との連携を密にし、庁内体制の整備や職員への周知を十分実施しておく。又、消防本部より住民への初動連絡ができるよう、あらかじめ消防本部との間で、伝達要領を取り決めておく。

尚、町としては防災行政無線の親機や遠隔操作機の点検及び整備に努める。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
担当課室局体制	国民保護担当課職員が参集
町緊急事態連絡室体制 (第1・2・3配備)	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する
町国民保護対策本部体制 (第4配備)	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	町の全課室局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
	町の全課室局での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	
事態認定後	町国民保護対策本部 設置の通知がない場合	町の全課室局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合

	町の全課室局での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	

(4) 配備要員表

配備の種類に応じて動員される要員は、各部ごとに次のとおりとし、全員出勤の場合を除き、その人選は事態に即応するよう各部長が緊急に決定する。

部 名	配 備 要 員			
	緊急事態連絡室体制			対策本部体制
	第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備
総合対策部 (総務課)	2	4	全 員	全 員
総 務 部 (総務課)	3	6 (1)	全 員	全 員
税 務 部 (税務課)	1	2 (1)	全 員	全 員
住民福祉部 (住民課・福祉課)	2	2 (1)	全 員	全 員
建設住宅部 (建設課・住宅課同和室)	2	6 (1)	全 員	全 員
産業経済部 (産業経済課)	1	2	全 員	全 員
水 道 部 (水道課)	1	2	全 員	全 員
教 育 部 (学校教育課・社会教育課)	1	2	全 員	全 員
病 院 部 (町立病院事務室)	1	2	全 員	全 員
保育所部 (西・東保育所)	1	2	全 員	全 員
計	15	30 (4)	全 員	全 員

備考:()内的人员は女子職員

この表には、正副本部長を含まない。各部長は、第1配備以外の配備にすべて含まれる。

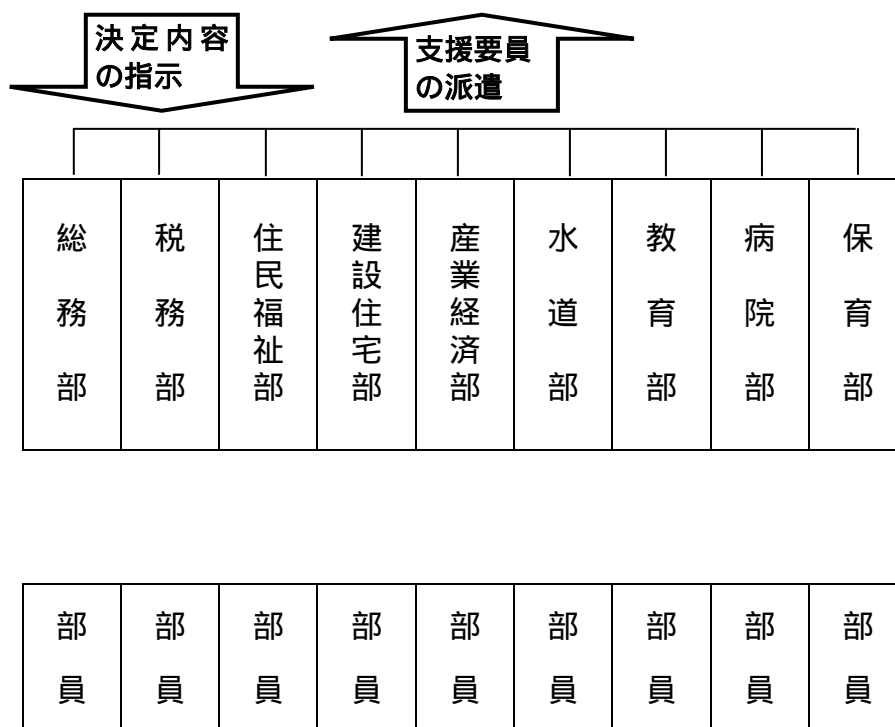
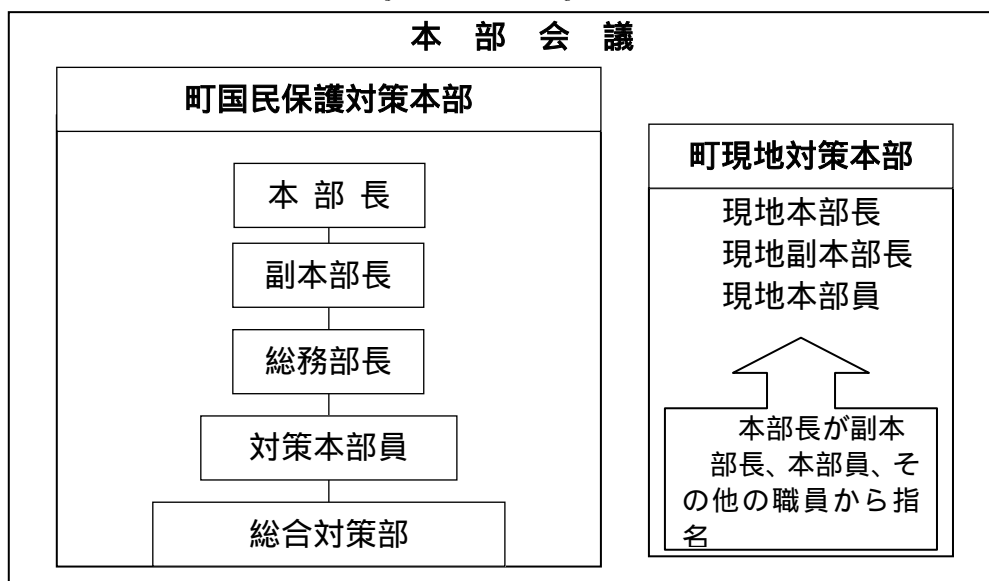
(5) 動員要領

町対策本部長からの指示に基づいて、総務部長は各部長に連絡し、各部長は直ちに配備体制が確立する手段をとる。

なお、勤務時間外において配備基準に該当することを知った場合、又は推定され

る時は、該当職員は動員の指令を待つことなく自主的に参集する。

(系統図)



(6) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話並びに防災行政無線戸別受信機による連絡手段を確保する。

(7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長、対策副本部長及び対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【町対策本部長、副本部長及び本部員の代替職員】

	名 称	幹部職員	代替職員	
本部会議	本部長	町長	助役	
	副本部長	助役 消防団長	教育長 副団長	
	総務部長	教育長	総務課長	
	総合対策部長	総務課長	総務課長補佐	
	本部員		総務課長補佐	総務課長補佐
			税務課長	税務課長補佐
			住民課長	住民課長補佐
			福祉課長	福祉課長補佐
			建設課長	建設課長補佐
			住宅課同和室長	住宅課同和室長補佐
			産業経済課長	産業経済課長補佐
			水道課長	水道課長補佐
			病院長	事務長
		議会事務局長	議会事務局係長	

(8) 職員の服務基準

町は、(3) ~ の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(9) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、糸田町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保 等

3 消防団の体制

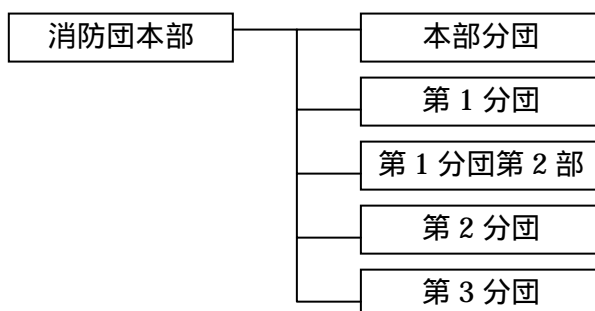
(1) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施すると

ともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。さらに消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

【組織図】



4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。(法第82条)
	応急公用負担に関する事。(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	不服申立てに関する事。(法第6条、175条)
	訴訟に関する事。(法第6条、175条)

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要

な連携を図る。

3 近接市町村・消防本部との連携

(1) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防本部との連携体制の整備

町は、消防本部と連携して武力攻撃災害等から住民を保護するとともに、消火活動及び救助・救急活動を行い、武力攻撃等の災害を防除し及び軽減するため協力体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 民間団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、関係団体及び自治会組織等の区長等に対する研修等を通じて国民保護措

置の周知及び活性化を推進し、それらの組織の充実化を図るとともに、行政、消防団並びに自治会組織等の相互間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、関係団体及び自治会組織が編成する自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会及び福岡地区非常通信連絡会（福岡県消防防災安全課内）との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、市町村防災行政無線（同報系）のデジタル化の推進に努めるとともに情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

町は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 設 備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 ・被災現場の状況を、県対策本部等に画像により伝送するシステムの構築に努める。
運 用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、庁舎の非常用電源設備の確保を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業者用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び自治会組織、関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び自治会組織、関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において防災における体制を踏まえ社会福祉協議会、行政区長、民生委員、その他の関係団体との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について】

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を推進しており、平成17年度においては、全国31団体において実証実験を予定している。

(3) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

町は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、集合住宅、官

公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行ない、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、都道府県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民
氏名
フリガナ
出生の生年月日
男女の別
住所（郵便番号を含む。）
国籍
～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
負傷（疾病）の該当
負傷又は疾病の状況
現在の居所
連絡先その他必要情報
親族・同居者への回答の希望
知人への回答の希望
親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
2 死亡した住民
（上記 ～ に加えて）
死亡の日時、場所及び状況
遺体が安置されている場所
連絡先その他必要情報
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、各行政区自治会組織及び関係団体において安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてその所在及び連絡先等をあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当部署を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、福岡県市町村職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>
【総務省消防庁ホームページ】
<http://www.fdma.go.jp/>
【福岡県の国民保護ホームページ】
<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kokuminhogo/toppage.htm>

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、警察及び消防本部等の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、消防本部、消防団、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

町は、訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練

警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

町は、国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

町は、国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会組織及び関係団体の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

町は、自治会組織や関係団体などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼

びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

町は、県と連携し、学校、病院、駅、集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

町は、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市町村対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
- （ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 区域内の道路網のリスト
- （ 避難経路として想定される国道、県道、町道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
- （ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
- 避難施設のリスト（データベース作成後は、当該データベース）
- （ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- （ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
- （ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 関係団体、自治会組織等の連絡先等一覧
- （ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
- （ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
- （ 消防機関の装備資機材のリスト）
- 災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合には、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、県、県警察等関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。その際、高齢者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者の避難方法、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。

町は、避難実施要領を作成する際の関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておく。

町は、避難要領の内容を住民、自治会組織及び関係団体の関係者に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

町長は、地域住民、自治会組織及び関係団体の協力を得ながら、平素から高齢者、障害者などの災害時要援護者の所在把握等に努めるとともに、その滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や本町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における本町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとと

もに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する本町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

輸送力に関する情報

保有車輛等(鉄道、定期・路線バス)の数、定員
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

輸送施設に関する情報

道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、県関係部局】

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	県関係部局
第27条	1号	変電所	経済産業省	-
	2号	ガス工作物	産業経済省	商工部工業保安課
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境部水道整備室
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画振興部交通対策課
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	-
	6号	放送用無線設備	総務省	-
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル、航空保安施設	国土交通省	企画振興部空港整備課
	9号	ダム	国土交通省	土木河川課 農政部農地計画課 企業局管理課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防防災安全課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	商工部工業保安課
	4号	高压ガス	経済産業省	〃
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	文部科学省 経済産業省	消防防災安全課
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	-
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	文部科学省	消防防災安全課
	8号	毒劇物（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部薬務課 農政部畜産課
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	商工部工業保安課
	10号	生物剤、毒素	各省庁	保健福祉部保健福祉課
	11号	毒性物質	産業経済省	保健福祉部保健福祉課

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理する公共施設や区域内の公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び消防本部、消防団との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置に係る物資及び資材の備蓄、整備について以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

町は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

町は、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に

対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、町は、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を下記のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、回覧、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、公立の小、中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

尚、被災者の救護については、日本赤十字社、県、消防本部、関係機関などとともに、被災者の応急手当についての普及に努める。

（緊急時の救護については、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照。）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

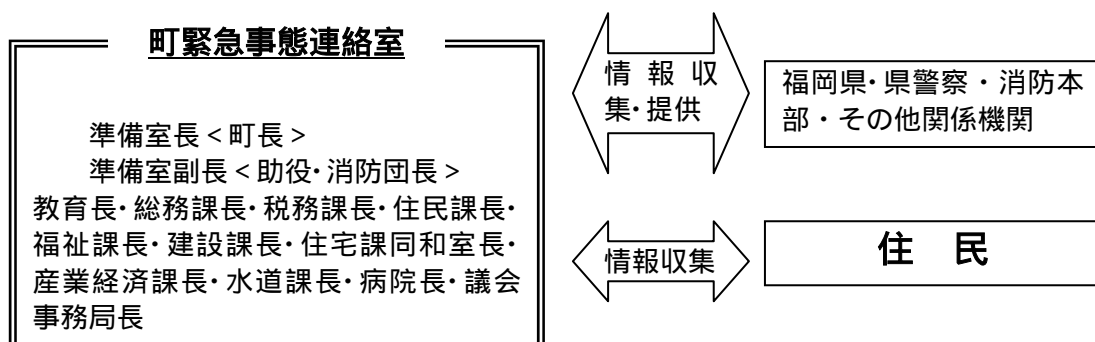
1 事態認定前における町緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 町緊急事態連絡室等の設置

町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、的確かつ迅速に対処するため、「糸田町緊急事態連絡室（以下「町緊急事態連絡室」という。）」を設置する。「町緊急事態連絡室」は、町対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【町緊急事態連絡室の構成等】＜イメージ＞

住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告する。



「町緊急事態連絡室」は、消防本部、消防団及び各関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、町緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、町緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防団との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

町は、「町緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防本部、消防団による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、町長は、国、県等から入手した情報を消防本部、消防団へ提供するとともに、消防団に対し必要な指示を行い、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

尚、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、町対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 町対策本部への移行に要する調整

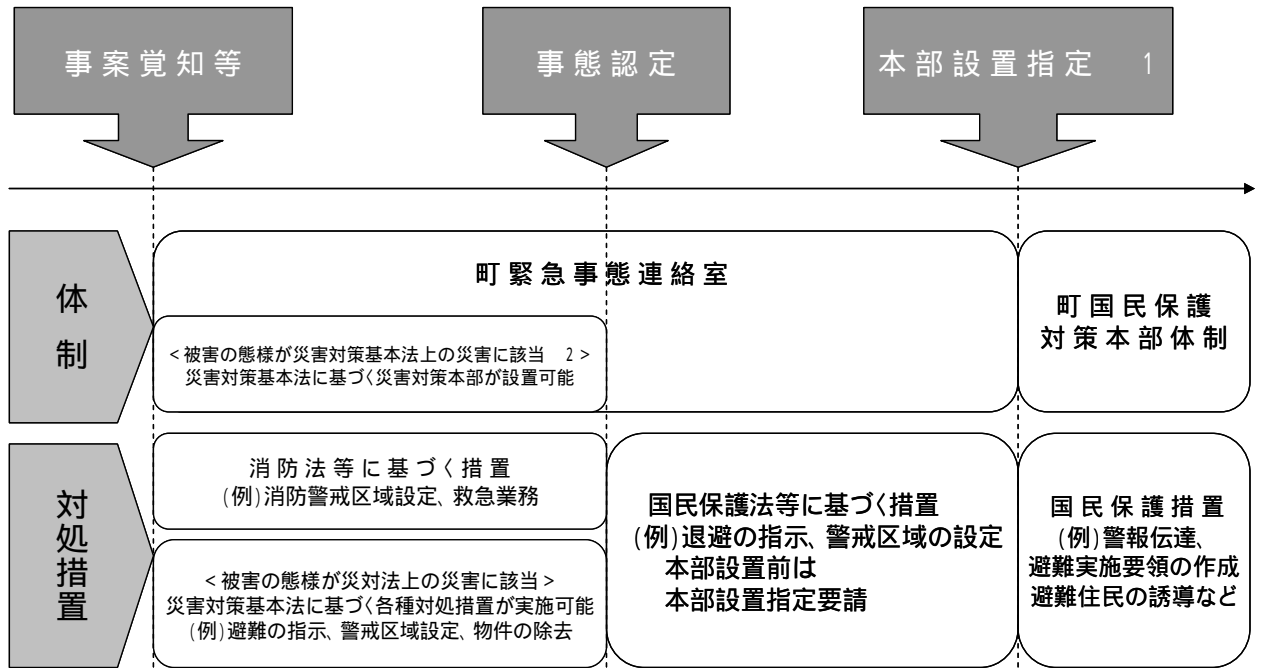
町は、「町緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、対策本部を設置すべき旨の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「町緊急事態連絡室」は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく町災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき旨の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、町災害対策本部を廃止する。

また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を各関係課室局に対し周知徹底する。

尚、町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して町対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室局体制を立ち上げ、又は、町緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置する場合の手順や組織、機能等について以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町は、町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び都道府県知事を通じて町対策本部を設置すべき旨の指定の通知を受ける。

町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する（事前に町緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする（前述））。

町対策本部員及び対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、対策本部職員等に対し、行政防災無線戸別受信機、携帯電話及び有線電話等の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町庁舎内に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

尚、町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合や町対策本部を庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位、第2順位など）。

尚、事態の状況に応じ、町長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、町区域外への避難が必要で、町区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 町対策本部を設置すべき指定の要請等

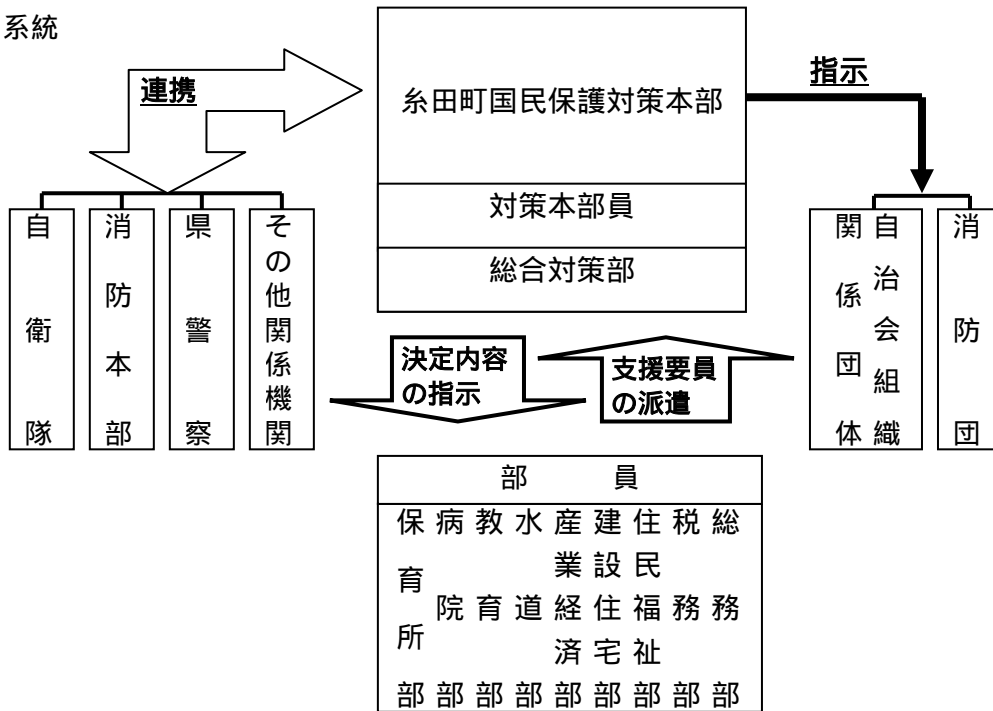
町長は、町対策本部を設置すべき旨の指定が行われていない場合において、本町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき旨の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】

ア．系統



イ．組織

本 部 会 議	本部長	町長	
	副本部長	助役	
	総務部長	教育長	
	総合対策部長	総務課長	
	対策本部員	総務課長補佐	
		税務課長	
		住民課長	
		福祉課長	
		建設課長	
		住宅課同和室長	
		産業経済課長	
		水道課長	
		病院長	
議会事務局長			

	部 名	部 長
部 員	総務部	総務課長補佐
	税務部	税務課長補佐
	住民福祉部	住民課長補佐 福祉課長補佐
	建設住宅部	建設課長補佐 住宅課長補佐
	産業経済部	産業経済課長補佐
	水道部	水道課長補佐
	教育部	学校教育課長 社会教育課長
	病院部	事務長
	保育所部	所長

町国民保護対策本部における決定内容等を踏まえて、各課室局において措置を実施するものとする（町対策本部には、各課室局から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

部 名	分 掌 事 務
各部共通	1.住民の避難誘導に関する事。
総合 対策部	1.町国民保護対策本部に関する事。 2.各地区の被害応急対策について必要な指示に関する事。 3.町国民保護計画に基づく諸対策に関する事。 4.自衛隊の派遣要請及び町国民保護対策本部活動の実施推進調整に関する事。 5.県、関係市町村、関係機関、県警察、消防本部、自治会組織等との連絡調整及び情報収集について 6.被災者の救助活動及び避難実施要領の作成に関する事。 7.警報の発令、避難誘導等の全般に関する事。 8.各部との連絡調整に関する事。 9.被害記録に関する事。 10.本部の庶務に関する事。 11.被害資料の作成に関する事。 12.被害情報の収集連絡に関する事。 13.被害の状況報告、要望書等に関する事。 14.総合的被災復旧対策に関する事。 15.県その他の機関の被害現地調査に関する事。 16.救援用物資の輸送に関する事。 17.陸上輸送車両の確保に関する事 18.各種輸送証明書の発行に関する事。 19.職員の動員に関する事。 20.職員の派遣要請又は派遣受諾及び派遣職員の身分取扱いに関する事。 21.従事職員の公務災害に関する事。 22.消防団の活動に関する事。 23.町議会との連絡に関する事。 24.特殊標章等の交付、許可に関する事。 25.安否情報の収集に関する事。
総務部	1.住民に対する警報及び緊急通報内容の伝達に関する事。 2.避難施設の整備・調整に関する事。 3.町有施設の被害応急復旧に関する事。 5.被害関係文書の浄書、受理、発送に関する事。 6.被害統計に関する事。 7.武力攻撃災害時等における渉外に関する事。 8.被害の応急費、町対策本部費等の予算措置及び歳入歳出、外現金の出納に関する事。 9.ラジオ、新聞、その他広報に関する事。 10.被害写真の撮影、収集、収録に関する事。 11.義援金等の受付、保管及び出納に関する事。
税務部	1.武力攻撃災害時等における被災者の町税減免猶予に関する事。

部 名	分 掌 事 務
住 民 福 祉 部	<ol style="list-style-type: none"> 1.被災者の生活保護に関する事。 2.社会福祉施設の被害応急復旧に関する事。 3.救助用食糧、物資、器材の配分計画及び交付に関する事。 4.救護班の編成及び派遣に関する事。 5. 応急措置を実施するための医療関係者に対する従事命令及び仮設病院等の管理に関する事。 6.医療関係機関及び日本赤十字社との連絡に関する事。 7.武力攻撃災害時等における医薬品、器具、衛生材料の斡旋確保及び配分に関する事。 8.武力攻撃災害時等における食品衛生に関する事。 9.高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支体制の整備に関する事。 10. 武力攻撃災害時等における防疫に関する事。 11.防疫資材の整備に関する事。 12. 武力攻撃災害時等におけるし尿処理その他環境衛生指導に関する事。 13.廃棄物処理に関する事。
建 設 住 宅 部	<ol style="list-style-type: none"> 1.応急措置についての工作班編成及び派遣に関する事。 2.交通不能箇所及び通行路線に関する事。 3.道路及び橋梁の応急復旧工事に関する事。 4.復旧活動の総括に関する事。 5.復旧資材の確保に関する事。 6.河川、道路その他の被害応急復旧措置に関する事。 7.工事施工中の被害応急復旧措置に関する事。 8.下水道の被害応急復旧措置に関する事。 9.被災住宅の応急修理に必要な工作班の編成、派遣に関する事。 10.被災者の応急仮設住宅及び町営住宅の供与に関する事。 11.応急措置を実施するための建設技術者等に対する従事命令に関する事。
産 業 経 済 部	<ol style="list-style-type: none"> 1.武力攻撃災害時等における主食の確保に関する事。 2. 応急措置を実施するための救援用食糧等の保管命令又は収用命令に関する事。 3.主食配給の特別措置に関する事。 4.応急措置用農作物の種苗の補給に関する事。 5.家畜伝染病の防疫に関する事。 6.家畜飼料の補給対策に関する事。 7.農作物の病虫害防除に関する事。 8.被災農家に対する生活指導に関する事。 9. 被災農家に対する自作資金その他災害復旧資金の斡旋に関する事。 10.被災農地の復旧に関する事。 11.応急措置用被服、寝具その他生活必需品の確保斡旋に関する事。 12.被災に伴う中小企業者の金融に関する事。 13.農協の被害対策に関する事。

部 名	分 掌 事 務
水 道 部	1.被災区域の給水計画に関する事。 2.給水施設の復旧に関する事。 3.被災者の給水に関する事。 4.仮施設に対する給水に関する事。
教 育 部	1.教育施設の応急措置に関する事。 2.児童生徒の安全確保に関する事。 3.教育関係機関との連絡調整に関する事。 4.学校職員の避難・救援指示に関する事。
保育所部	1.保育所児の安全確保に関する事。
病 院 部	1.救護班の編成に関する事。 2.被災者の応急救護に関する事。 3.医薬品の供給・支援に関する事。

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

【町対策本部における広報体制】

広報責任者の設置

町は、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置。

広報手段

町は、住民等に迅速に情報を提供できる体制を確保するため、広報誌、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用するとともに、テレビ、ラジオに広報の要請を行う。

留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
 - イ) 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。
 - ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。
- その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】

名 称	報道機関の名称	所 在	連 絡 先
田川春秋記者クラブ	毎日新聞社 西日本新聞社 読売新聞社 朝日新聞社 NHK放送局	田川市中央町1番1号 田川市役所内	42 - 2000

(5) 町が設置する現地対策本部について

町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の

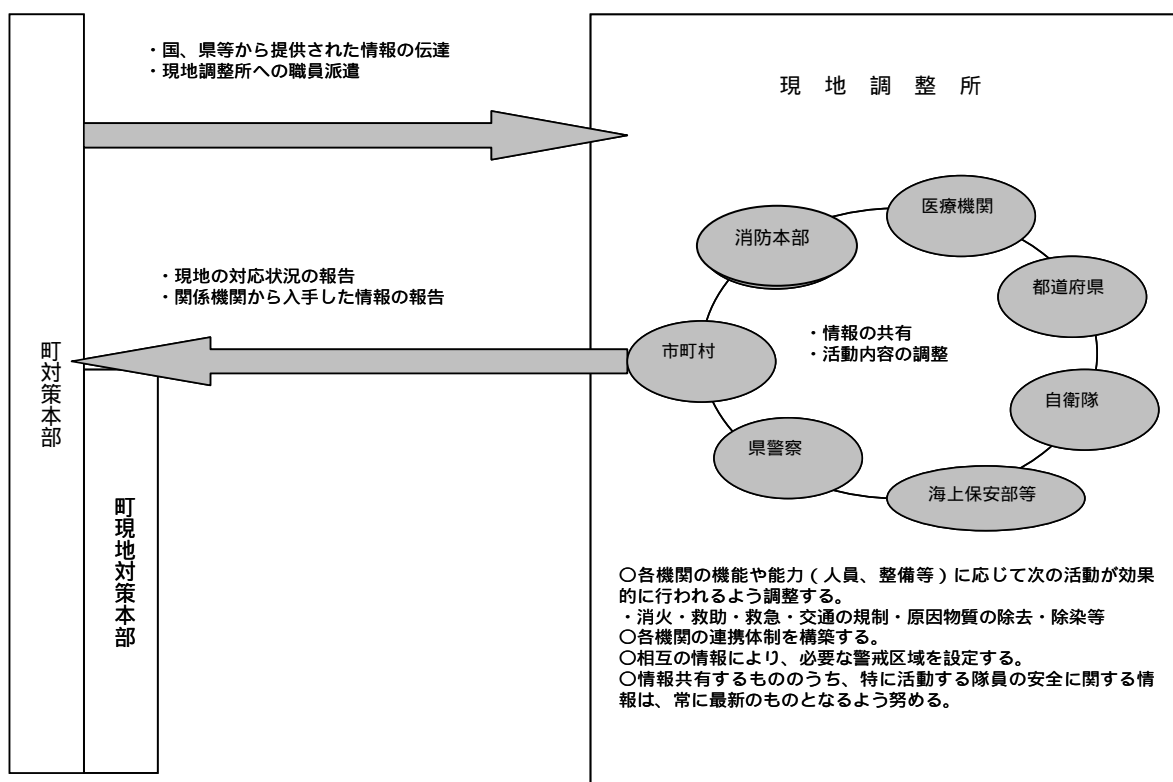
対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防本部、消防団、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成及び措置の流れ】



【現地調整所の性格について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、消防本部及び消防団による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、町は、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

現地調整所については、必要と判断した場合には、国民保護措置を総合的に推進する役割を担う町が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、町は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、町は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

本町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、本町区域内に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

情報提供の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対し、本町区域内に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料提供の要請

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、本町区域内に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

町教育委員会に対する措置の実施要請

町対策本部長は、町教育委員会に対し、本町区域内に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して町対策本部を設置すべき旨の指定の解除通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、有線電話、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、地域防災行政無線等の固定・同報系及び移動系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、区域内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、区域内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊部隊等の派遣要請の求め等

町は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、

通信の途絶等により知事に対する自衛隊部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は本町の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする西部方面総監、航空自衛隊にあっては 当該区域を担当区域とする西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び町現地対策本部において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

町は、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

町は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) (1)の要請を行うときは、県を經由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を經由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、斡旋を求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

町は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や行政区長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを

希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

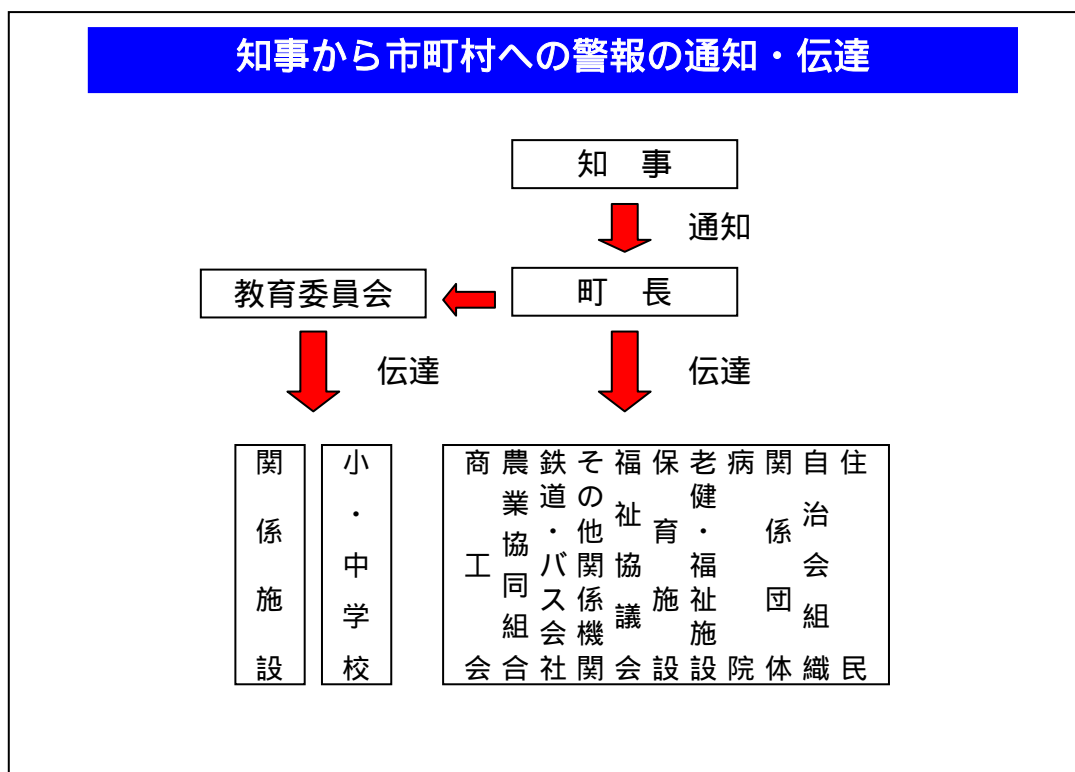
町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体等（消防団、自治会組織、関係団体、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校、保育所など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

町は、他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、町立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、ホームページ（<http://www.town.itoda.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。

町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 町は、警報の内容の伝達方法については、当面の間は、本町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

尚、警報の伝達手段の複数化を図るなど、より確実な伝達について検討する。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれる場合

この場合においては、原則として、市町村防災行政無線（同報系）を利用して国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会組織等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

- (2) 町長は、消防本部及び消防団と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会組織及び関係団体と災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 大規模集客施設等の利用者に対する警報の伝達

大規模集客施設等の施設管理者に対し、役割分担に沿って多様な媒体により警報

の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、館内放送設備など利用するなどにより、速やかに施設内における利用者への伝達に努める。

- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

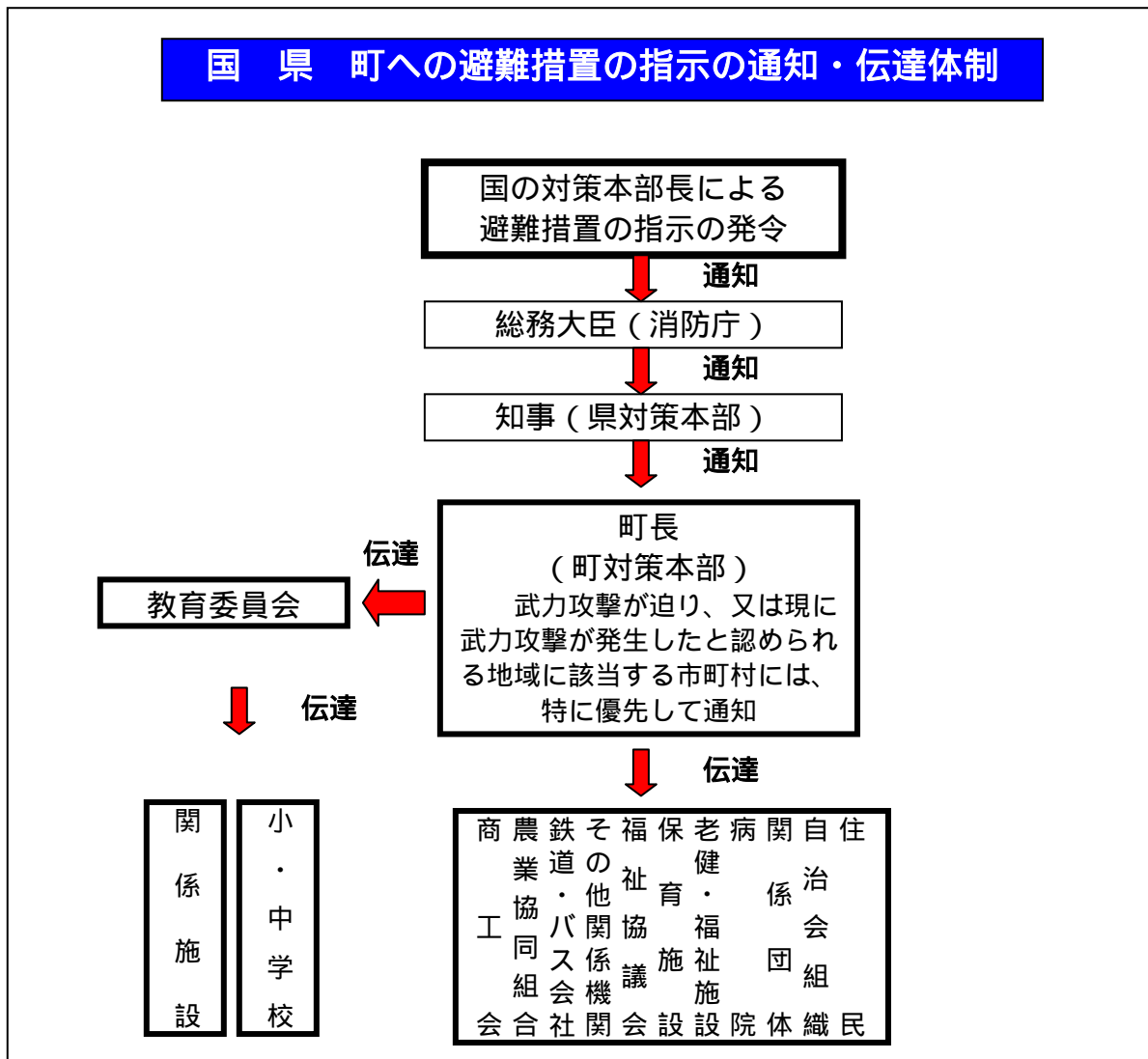
第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。尚、住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。尚、避難住民の誘導等については、県計画に定めた「避難の方法の基本的な考え方」に準じるものとし大規模集客施設等の利用者の避難、高齢者、障害者等の避難についても県計画に準じて行う。

1 避難の指示の通知・伝達

町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
避難の指示の流れについては下図のとおり。



2 避難実施要領の作成

(1) 避難実施要領の作成

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防団、消防本部、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を作成する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

尚、町長は、作成した避難実施要領を直ちに知事に報告する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の作成の留意点】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために作成するものであり、県計画に記載される計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

自治会組織、事業所、地域の実情に応じた適切な避難実施単位を記載する。

避難先

避難先の住所及び施設名を具体的に記載する。

一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や輸送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を具体的にするとともに、集合場所への交通手段を記載する。

集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導開始時間を具体的に記載する。

集合に当たっての留意事項

集合後の自治組織内や近隣住民間での安否確認、要援護者への配慮事項な避難住民の留意すべき事項を記載する。

避難の手段及び避難の経路

避難誘導の際の交通手段を明確にするとともに避難誘導開始時間並びに避難経路、避難誘導の詳細を具体的に記載する。

町職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に実施できるよう町職員、消防団員の配置を明示するとともに連絡先を記載する。

高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難と思われる者の誘導方法、対応を記載する。

要避難地域における残留者の確認

要避難地域における残留者が発生しないよう残留者の確認方法を記載する。

避難誘導中の食料等の支援

避難住民への食料、水、医薬品、情報等を的確且つ迅速に提供できるよう支援内容を記載する。

避難住民の携行品、服装

避難住民の必要最低限の携行品や服装などについて記載する。

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した場合の緊急連絡先を記載する。

(2) 避難実施要領の作成の際における考慮事項

避難実施要領の作成に際しては、以下の点に考慮する。

避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

輸送手段の確保の調整(輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(3) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の作成に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃

事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を作成後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防団の活動

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

【消防事務を共同処理している場合】

町は、消防事務を共同処理しており、消防本部は、町の避難実施要領定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととなる。この場合、町長は、消防組合の管理者等に対し、消防組合の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から町国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防本部やその管理者等と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本町の職員及び消防本部及び消防団のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自治会組織及び関係団体に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、関係団体や行政区長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。また、避難支援プランを策定した後は、民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会と十分に協議し、その役割を考えた上、当該プランに沿って対応を行う。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

町は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察等と協力し、被災地及びその周辺における警戒の強化、避難所等の定期的な巡回を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努めるとともに、地域の自主防犯組織等と安全の確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また住民等からの相談に対応することを通じて、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知することができる。

(13) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

弾道ミサイル攻撃の場合

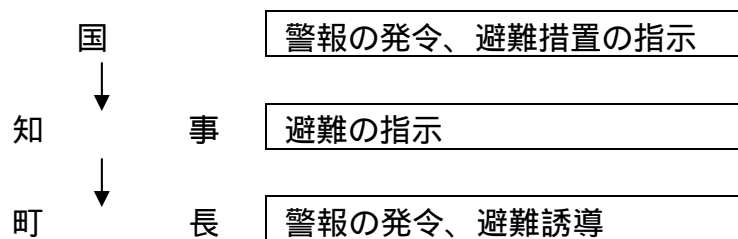
弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設に避難することとなる。)

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を作成し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

尚、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の作成に当たっては、各執行機関、消防団、消防本部、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を作成することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防本部、消防団、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

昼間の人口集中区域において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防本部、消防団、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、生活関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とし、且つ福岡県国民保護計画における着上陸侵攻に伴う避難措置を踏まえ町長は、避難住民を誘導する。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

遺体の捜索及び措置

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていく。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

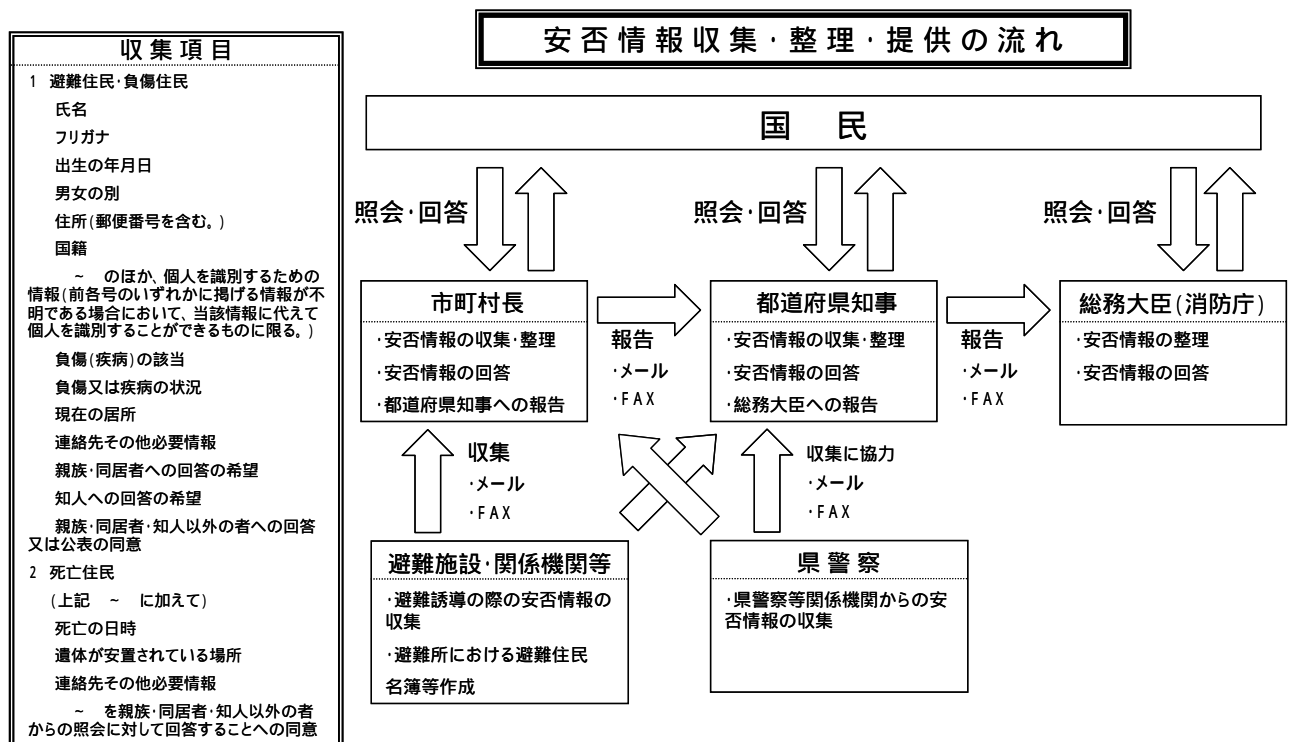
町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、都道府県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等など、平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判

断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全確保の留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、本町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

町の職員等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を町長に報告する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。尚、町職員等から同様の報告がなされた場合も同じである。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

「 町 地区住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や屋内に一時退避すること。

「 町 地区の住民については、 地区の公民館に一時避難すること。

【屋内退避の指示について】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き

込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

町は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

また退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防本部、消防団、県警察及び自衛隊と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

尚、NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

尚、同時に武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、自衛隊、消防本部、消防団と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防団による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、消防本部及び県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防団の活動

消防団は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。この場合において、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長又は消防長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。この場合、町長は、県知事に対しその旨を通報する。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から福岡県市町村相互応援協定等に基づく応援要請があった場合、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都道府県知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防団の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防本部とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防本部、消防団、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

町長は、自らの町が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

町長は、特に現場で活動する消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合には、生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防団による支援

消防団は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、自衛隊、消防本部、消防団その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令の求め

町長は、町内の危険物質等について把握し、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国、県、消防本部等関係機関に通報するとともに、武力攻撃災害防止のための必要な措置を講ずるよう要請する。

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

(危険物については、消防法第12条の3)

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

(国民保護法第103条第3項第2号)

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(国民保護法第103条第3項第3号)

尚、避難住民の運送などの措置において当該物質が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

(注) 及び の事務のうち市町村長の権限に属するものについては、地方自治法

第252条の14第1項の規定により、福岡県田川地区消防組合に委託して管理・執行させることとしている。

(2) 警備の強化の求め

町長は、必要があると認めるときは、国、県、消防本部等関係機関に対し、危険物質等の取扱者に対して警備の強化を求めるなどの措置を講ずるよう要請する。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

町は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、福岡県国民保護計画（武力攻撃原子力災害対処編）に定められた措置に準じた内容を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

町は、区域内若しくは周辺に所在する放射性物質を取り扱う事業所において、又は放射性物質の運搬時に武力攻撃原子力災害が発生した場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、放射性物質を取り扱う事業所は、危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 福岡県国民保護計画（武力攻撃原子力災害対処編）に準じた措置等の実施

町は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、福岡県国民保護計画（武力攻撃原子力災害対処編）に定められた内容に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を放射性物質を管理する者（以下「放射性物質管理者」という。）から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防本部及び消防団に連絡する。

町長は、消防本部、消防団等からの連絡により、放射性物質等の拡散のおそれがあるとの情報を放射性物質管理者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに放射性物質管理者にその内容を確認するとともに、その旨を関係する指定行政機関の長及び知事に通報する。

町長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防本部及び消防団に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を作成し、住民の避難誘導を行う。

町長は、指定行政機関又は県からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域

の住民に対し、退避を指示をし、その旨を知事に通知する。

(4) 国への措置命令の要請等

町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、町長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、放射性物質管理者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(5) 安定ヨウ素剤の配布

町長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(6) 職員の安全の確保

町長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 N B C 攻撃による災害への対処

町は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、N B C 攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防本部、消防団、

県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、町の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 町長の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第 8 章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

被災情報の収集及び報告

町は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

町は、情報収集に当たっては、消防本部、消防団、県警察、自衛隊等との連絡を密にする。

町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに被災情報の第 1 報を報告する。

町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX 等により県が指定する時間に県に対し報告する。

尚、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じた、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒清掃等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

町は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

町は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、県と連携しつつ、適切な措置を講じ、安定的な供給等を実施することを目的に国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道管理者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃 事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 給水施設の適切な管理

水道管理者として町は、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要に応じて町職員を配置し施設の立ち入り制限等の措置を講じ、施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青正三角形)。

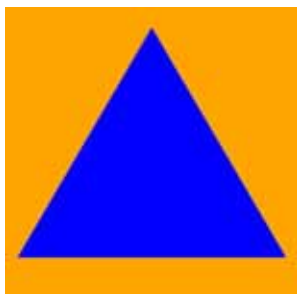
イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり)。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

特殊標章



(オレンジ色地に
青の正三角形)

身分証明書

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名 Name	
生年月日 Date of birth	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日 Date of issue	証明書番号 No. of card	
許可権者の署名 Signature of issuing authority		
有効期間の満了日 Date of expiry	
身長 Height	目の色 Eye	髪の色 Hair
その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印	所持者の署名 Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保

障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

町長

- ・ 町の職員(水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - ・ 消防団長及び消防団員
 - ・ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- 水防管理者
- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

但し、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、町緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及び範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房企画調整課	千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞ヶ関2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	千代田区霞ヶ関2-1-2
金融庁	総務部企画局政策課	千代田区霞ヶ関3-1-1
総務省	大臣官房総務課	千代田区霞ヶ関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	千代田区霞ヶ関2-1-2
法務省	大臣官房秘書課政策評価企画室	千代田区霞ヶ関1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞ヶ関1-1-1
外務省	大臣官房総務課危機管理調整室	千代田区霞ヶ関2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	千代田区霞ヶ関3-1-1
国税庁	長官官房総務課	千代田区霞ヶ関3-1-1
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課防災通信室	千代田区丸の内2-5-1
文化庁	連絡先は文部科学省と同様	千代田区丸の内2-5-1
厚生労働省	社会・援護局総務課	千代田区霞ヶ関1-2-2
農林水産省	総合食料局食料企画課	千代田区霞ヶ関1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞ヶ関1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞ヶ関1-2-1
経済産業省	連絡先は原子力安全・保安院と同様	千代田区霞ヶ関1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞ヶ関1-3-1
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	千代田区霞ヶ関1-3-1
原子力・保安院	企画調整課	千代田区霞ヶ関1-3-1
国土交通省	危機管理室	千代田区霞ヶ関2-1-3

名称	担当部署	所在地
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷1
気象庁	総務部総務課	千代田区大手町1 - 3 - 4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	千代田区霧ヶ関2 - 1 - 3
環境省	大臣官房総務課	千代田区霧ヶ関1 - 2 - 2
防衛省	運用局運用課	新宿区市谷本村町5 - 1
防衛施設庁	総務部総務課企画室	新宿区市谷本村町5 - 1
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号
福岡防衛施設局	総務部総務課	福岡市博多区博多駅東2 - 10 - 7
九州総合通信局	総務課	熊本市二の丸1 - 4(熊本合同庁舎2号館)
九州財務局	総務部総務課	熊本市二の丸1番2号
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2 - 11 - 1 (福岡合同庁舎)
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1 - 3 - 10 (門司港港合同庁舎内)
原子力事務所	研究開発局開発企画課 立地地域対策室	千代田区丸の内2 - 5 - 1
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅東2 - 10 - 7 (福岡第2合同庁舎2階)
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2 - 11 - 1 (福岡合同庁舎)
九州農政局	企画調整室	熊本市二の丸1 - 2(熊本合同庁舎)
九州森林管理局	企画調整室	熊本県熊本市京町本丁2 - 7
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2 - 11 - 1 (福岡第1合同庁舎)
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2 - 11 - 1 (福岡第1合同庁舎8階)
九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東2 - 10 - 7
九州運輸局	交通環境部情報・防災課	福岡市博多区博多駅東2 - 10 - 7
大阪航空局	総務部航空保安対策課	大阪府大阪市中央区大手町4 - 1 - 76
	福岡航空交通管制部 総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜130 2 - 17
福岡管区气象台	総務部総務課	福岡市中央区大濠1 - 2 - 36
第7管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1 - 3 - 10

名称	担当部署	所在地
陸上自衛隊	西部方面總監部（防衛部）	熊本県熊本市東町1-1-1
陸上自衛隊	第4師団司令部（第3部）	春日市大和町5-12
陸上自衛隊	第2高射特科団（第3科防衛班）	飯塚市津島282
陸上自衛隊	第3高射特科群（第3科）	飯塚市津島282
海上自衛隊	佐世保地方總監部第3幕僚室	長崎県佐世保市平瀬町無番地
航空自衛隊	西部航空方面隊司令部防衛部	春日市原町3-1-1

【筑豊区域内関係機関】

名称	所在地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
田川警察署	田川市平松町3番36号	0947-42-0110	
添田警察署	田川郡添田町大字庄1074番地2	0947-82-0110	
田川警察署糸田交番	田川郡糸田町3685番地3	0947-26-0100	
国土交通省遠賀川河川事務所	直方市溝掘1-1-1	0949-22-1830 ~1836	
国土交通省遠賀川河川事務所田川出張所	田川市寿町7-54	0947-44-0568	
田川土木事務所	田川市大字伊田4543-1	0947-42-9111 ~9117	
田川土木事務所油木ダム管理出張所	田川郡添田町大字津野6898	0947-84-2023	
田川土木事務所陣屋ダム管理出張所	田川郡添田町大字中元寺778-99	0947-82-0599	
福岡県田川保健福祉環境事務所	田川市大字伊田松原通3292番地2	0947-44-3165	
陸上自衛隊飯塚駐屯地	飯塚市津島282番地	0948-22-7651	

【関係市町村機関】

名称	担当部署	防災電話	防災FAX	NTT電話	NTTFAX
北九州市	総務市民局安全・安心課			093-582-2988	093-582-3889
福岡市	市民局防災・危機管理課	78-201-70	1-78-201-75	092-711-4056	092-733-5861
大牟田市	総務部総務課	78-202-70	1-78-202-75	0944-41-2894	0944-41-2894
久留米市	総務部生活安全推進室			0942-30-9052	0942-30-9706

名称	担当部署	防災電話	防災FAX	NTT電話	NTTFAX
直方市	総務課市民協働推進係	78 - 204 - 70	1 - 78 - 204 - 75	0949 - 25 - 2222	0949 - 24 - 3812
飯塚市	総務部総務課総務係	78 - 205 - 70	1 - 78 - 205 - 75	0948 - 22 - 5500	0948 - 21 - 2066
田川市	総務部総務防災課	78 - 206 - 70	1 - 78 - 206 - 75	0947 - 44 - 2000	0947 - 46 - 0124
柳川市	総務課防災完全係	78 - 207 - 70	1 - 78 - 207 - 75	0944 - 73 - 8111	0944 - 74 - 1374
嘉麻市	総務課総務係	78 - 208 - 70	1 - 78 - 208 - 75	0948 - 62 - 5353	0948 - 62 - 5018
朝倉市	消防防災課消防防災係	78 - 209 - 70	1 - 78 - 209 - 75	0946 - 22 - 1111	0947 - 24 - 8257
八女市	総務課総務法制係	78 - 210 - 70	1 - 78 - 210 - 75	0943 - 23 - 1111	0943 - 22 - 2186
筑後市	総務課庶務法制係			0942 - 53 - 4111	0942 - 52 - 5928
大川市	総務課庶務係	78 - 213 - 70	1 - 78 - 212 - 75	0944 - 87 - 2101	0944 - 88 - 1776
行橋市	総務課総務係	78 - 213 - 70	1 - 78 - 213 - 75	0930 - 25 - 1111	0930 - 25 - 0299
豊前市	総務課交通防災係	78 - 214 - 70	1 - 78 - 214 - 75	0979 - 82 - 1111	0979 - 83 - 2560
中間市	総務課文書法制係	78 - 215 - 70	1 - 78 - 215 - 75	093 - 246 - 6232	093 - 245 - 5598
小郡市	総務課防災・庶務係	78 - 216 - 70	1 - 78 - 216 - 75	0942 - 72 - 2111	0942 - 73 - 4466
筑紫野市	総務課交通・防災担当	78 - 217 - 70	1 - 78 - 217 - 75	092 - 923 - 1111	092 - 923 - 5391
春日市	土木管理課消防防災担当	78 - 218 - 70	1 - 78 - 218 - 75	092 - 584 - 1111	092 - 584 - 1143
大野城市	地域安全課	78 - 219 - 70	1 - 78 - 219 - 75	092 - 501 - 2211	092 - 572 - 8432
宗像市	総務課総務係	78 - 220 - 70	1 - 78 - 220 - 75	0940 - 36 - 5050	0940 - 37 - 1242
大宰府市	総務課消防防災係	78 - 221 - 71	1 - 78 - 221 - 75	092 - 921 - 2121	092 - 921 - 1601
前原市	総務課防災係	78 - 222 - 70	1 - 78 - 222 - 75	092 - 323 - 1111	092 - 324 - 0239
古賀市	総務課庶務係	78 - 223 - 70	1 - 78 - 223 - 75	092 - 942 - 1111	0923 - 942 - 3758
福津市	生活安全課安心安全まちづくり係	78 - 362 - 70	1 - 78 - 362 - 75	0940 - 43 - 8107	0940 - 43 - 3168
うきは市	総務課消防防災係	78 - 481 - 70	1 - 78 - 481 - 75	0943 - 75 - 3111	0943 - 75 - 5509
宮若市	総務課防災安全係	78 - 403 - 70	1 - 78 - 403 - 75	0949 - 32 - 0511	0949 - 32 - 9430
みやま市	総務課庶務係	78 - 561 - 70	1 - 78 - 561 - 75	0944 - 64 - 1502	0944 - 64 - 1503
那珂川町	環境課生活防災係	78 - 305 - 70	1 - 78 - 305 - 75	092 - 953 - 2211	092 - 953 - 0688

名称	担当部署	防災電話	防災FAX	NTT電話	NTTFAX
宇美町	総務課消防防災防犯係	78 - 341 - 70	1 - 78 - 341 - 75	092 - 932 - 1111	092 - 933 - 7512
篠栗町	総務課消防係	78 - 342 - 70	1 - 78 - 342 - 75	092 - 947 - 1111	092 - 947 - 7977
志免町	総務課消防防災係	78 - 343 - 70	1 - 78 - 343 - 75	092 - 935 - 1001	092 - 935 - 9459
須恵町	総務課消防防災係	78 - 344 - 70	1 - 78 - 344 - 75	092 - 932 - 1151	092 - 933 - 6579
新宮町	総務課防災防犯担当	73 - 345 - 70	1 - 78 - 345 - 75	092 - 963 - 1730	092 - 962 - 2078
久山町	総務課消防防災係	78 - 348 - 70	1 - 78 - 348 - 75	092 - 976 - 1111	092 - 976 - 2463
粕屋町	総務課生活防災係	78 - 349 - 70	1 - 78 - 349 - 75	092 - 938 - 2311	092 - 938 - 3150
芦屋町	総務課庶務係	78 - 381 - 70	1 - 78 - 381 - 75	093 - 223 - 0881	093 - 223 - 3927
水巻町	総務課庶務係	78 - 382 - 70	1 - 78 - 382 - 75	093 - 201 - 4321	093 - 201 - 4423
岡垣町	総務課庶務係	78 - 383 - 70	1 - 78 - 383 - 75	093 - 282 - 1211	093 - 282 - 4000
遠賀町	総務課	78 - 384 - 70	1 - 78 - 384 - 75	093 - 293 - 1234	093 - 293 - 0806
小竹町	総務課庶務係	78 - 401 - 70	1 - 78 - 401 - 75	09496 - 2 - 1212	09496 - 2 - 1140
鞍手町	総務課人事庶務係	78 - 402 - 70	1 - 78 - 402 - 75	0949 - 42 - 2111	0949 - 42 - 5693
桂川町	総務課	78 - 421 - 70	1 - 78 - 421 - 75	0948 - 65 - 1100	0948 - 65 - 3424
筑前町	まちづくり課消防安全係	78 - 444 - 70	1 - 78 - 444 - 75	0946 - 42 - 6609	0946 - 42 - 2011
東峰村	総務課	78 - 446 - 70	1 - 78 - 462 - 75	0946 - 72 - 2311	0946 - 72 - 2038
二丈町	総務課管財係	78 - 462 - 70	1 - 78 - 462 - 75	092 - 325 - 1111	092 - 325 - 0179
志摩町	総務課行政係	78 - 463 - 70	1 - 78 - 463 - 75	092 - 327 - 1111	092 - 327 - 2707
大刀洗町	総務課庶務係	78 - 503 - 70	1 - 78 - 503 - 75	0942 - 77 - 0101	0942 - 77 - 3063
大木町	総務課管理防災係	78 - 522 - 70	1 - 78 - 522 - 75	0944 - 32 - 1013	0944 - 32 - 1054
黒木町	総務課庶務係	78 - 541 - 70	1 - 78 - 541 - 75	0943 - 42 - 1111	0943 - 42 - 4591
立花町	総務課行政係	78 - 543 - 70	1 - 78 - 543 - 75	0943 - 23 - 5141	0943 - 22 - 3512
広川町	総務課行政係	78 - 544 - 70	1 - 78 - 544 - 75	0943 - 32 - 1111	0943 - 32 - 5164
矢部村	総務課総務係	78 - 545 - 70	1 - 78 - 545 - 75	0943 - 47 - 3111	0943 - 47 - 2855
星野村	総務グループ総務班	78 - 546 - 71	1 - 78 - 546 - 75	0943 - 52 - 3111	0943 - 52 - 3283

名称	担当部署	防災電話	防災FAX	NTT電話	NTTFAX
香春町	総務課庶務係	78 - 601 - 70	1 - 78 - 601 - 75	0947 - 32 - 2511	0947 - 32 - 4815
添田町	総務課防災対策係	78 - 602 - 70	1 - 78 - 602 - 75	0947 - 82 - 1231	0947 - 82 - 2869
福智町	総務課消防防災選挙係	78 - 603 - 70	1 - 78 - 603 - 75	0947 - 22 - 0555	0947 - 22 - 0782
川崎町	総務課防災管財係	78 - 605 - 70	1 - 78 - 605 - 75	0947 - 72 - 3000	0947 - 72 - 6453
大任町	総務課消防係	78 - 608 - 70	1 - 78 - 608 - 75	0947 - 63 - 3000	0947 - 63 - 3813
赤村	総務課総務係	78 - 609 - 70	1 - 78 - 609 - 75	0947 - 62 - 3000	0947 - 62 - 3007
苅田町	総務課くらし安全係	78 - 621 - 70	1 - 78 - 621 - 75	093 - 434 - 1112	093 - 436 - 3014
みやこ町	総務課総務係	78 - 623 - 70	1 - 78 - 623 - 75	0930 - 32 - 2511	0930 - 32 - 4563
吉富町	総務課庶務秘書係	78 - 642 - 70	1 - 78 - 642 - 75	0979 - 24 - 1122	0979 - 24 - 3219
上毛町	総務課総務係	78 - 644 - 70	1 - 78 - 644 - 75	0979 - 72 - 3111	0979 - 72 - 4664
築上町	総務課行政係	78 - 641 - 70	1 - 78 - 641 - 75	0930 - 56 - 0300	0930 - 56 - 1405

県内及び当該市町村に隣接する市町村、相互応援協定締結市町村等

【消防本部（局）】

消防本部（局）名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
北九州市消防局	防災課	北九州市小倉北区大手町3 - 9	093 - 582 - 2110	093 - 582 - 2112
福岡市消防局	警備部警防課 広域対策係	福岡市中央区舞鶴3 - 9 - 7	092 - 725 - 6952	092 - 725 - 6606
大牟田市消防本部	警防課	大牟田市浄真町46	0944 - 53 - 3521	0944 - 53 - 7460
久留米市消防本部	救急防災課	久留米市東櫛原町999 - 1	0942 - 38 - 5158	0942 - 38 - 5172
直方市消防本部	警防課	直方市新町2 - 5 - 10	0949 - 25 - 2303	0949 - 25 - 2308
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942 - 52 - 2020	0942 - 53 - 6658
大川市消防本部	総務課	大川市郷原483 - 5	0944 - 88 - 1145	0944 - 88 - 1799
行橋市消防本部	警防課	行橋市中央1 - 9 - 9	0930 - 25 - 2326	0930 - 26 - 3074
中間市消防本部	警防課	中間市中間2 - 2 - 2	093 - 245 - 0901	093 - 246 - 0119
苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2 - 4 - 4	093 - 434 - 0119	093 - 434 - 5236
柳川市消防本部	警防課	柳川市本城町4 - 2	0944 - 74 - 0119	0944 - 74 - 0185

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
糸島地区消防厚生施設組合糸島消防本部	警防課	前原市前原1783 - 1	092 - 322 - 4222	092 - 324 - 4514
八女消防本部	警防課	八女市本村22 - 1	0943 - 24 - 0119	0943 - 25 - 1119
筑紫野大宰府消防本部	警防課警防係	筑紫野市針摺西1 - 1 - 1	092 - 924 - 5642	092 - 924 - 3397
飯塚地区消防本部	警防課	飯塚市片島3 - 16 - 8	0948 - 22 - 7600	0948 - 24 - 5670
みやま市消防本部	総務課庶務係	みやま市瀬高町小川270	0944 - 62 - 5125	0944 - 62 - 3234
春日・大野城・那珂川消防組合消防本部	警備課	春日市春日2 - 2 - 1	092 - 584 - 1197	092 - 584 - 1200
田川地区消防本部	警防課防災企画係	田川市川宮1570	0947 - 44 - 0650	0947 - 46 - 1404
田川地区消防本部(金田分署)		福智町金田1362 - 1	0947 - 22 - 0307	0947 - 22 - 0307
田川地区消防本部(川崎分署)		川崎町大字川崎366 - 1	0947 - 72 - 3007	0947 - 72 - 3007
田川地区消防本部(添田分署)		添田町大字添田1280 - 10	0947 - 82 - 0500	0947 - 82 - 0500
田川地区消防本部(香春分遣所)		香春町大字高野1211 - 4	0947 - 32 - 2546	0947 - 32 - 2546
京築広域圏消防本部	警防課	豊前市荒堀525 - 1	0979 - 82 - 0119	0979 - 83 - 2630
福岡県広域消防組合消防本部	警防課	久留米市山川沓形町3 - 15	0942 - 43 - 8119	0942 - 43 - 7317
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	宮若市宮田16 - 1	0949 - 32 - 1132	0949 - 32 - 9425
甘木・朝倉消防本部	警防課	朝倉市一木18 - 20	0946 - 22 - 0119	0946 - 24 - 1334
粕屋南部消防本部	警防課	志免町田富170	092 - 935 - 1088	062 - 935 - 6483
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊5 - 1 - 3	0940 - 36 - 2425	0940 - 37 - 0011
粕屋北部消防本部	警防課	古賀市今在家167 - 1	092 - 944 - 0131	092 - 944 - 0462
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町広渡1639	093 - 293 - 8124	093 - 291 - 4008

【関係指定公共機関】

所管省庁	名称	担当部署	所在地
国土交通省	九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前3 - 25 - 21
経済産業省	九州電力株式会社	総務部 総務・地域共生グループ	福岡市中央区渡辺通2 - 1 - 82
経済産業省	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡市博多区千代1 - 17 - 1
国土交通省	阪九フェリー株式会社	常務取締役	北九州市門司区新門司北1 - 1
国土交通省	ジェイアール九州バス株式会社	営業企画部	福岡市博多区堅粕2 - 22 - 2
国土交通省	全日本空輸株式会社	福岡支店総務課	福岡市中央区天神1 - 12 - 14紙与渡辺ビル
国土交通省	西日本鉄道株式会社	鉄道事業本部営業部計画課	福岡市中央区天神1 - 11 - 17福岡ビル6階
総務省	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	災害対策室	福岡市中央舞鶴2 - 3 - 1ドコモ九州舞鶴ビル

【指定地方公共機関】

名称	担当部署	所在地
大牟田瓦斯株式会社	工務部	大牟田市泉町4 - 5
西日本ガス株式会社	企画部	柳川市新外町89 - 2
筑紫ガス株式会社	総務課	筑紫野市紫2 - 12 - 10
直方ガス株式会社	工務部	直方市新町2 - 5 - 22
飯塚ガス株式会社	総務部	飯塚市横田677 - 2
中間ガス株式会社	供給部	中間市池田1 - 4 - 1
高松ガス株式会社	供給部	遠賀郡水巻町頃末北4 - 6 - 1
社会法人福岡県LPガス協会	事務所	福岡市博多区山王1 - 10 - 15
平成筑豊鉄道株式会社	総務課	田川郡福智町金田1145 - 2
筑豊電気鉄道株式会社	総務課	中間市鍋山町1 - 6
甘木鉄道株式会社	運輸部	朝倉市甘木1320
北九州高速鉄道株式会社	総務課庶務係	北九州市小倉南区企救丘2 - 13 - 1
西鉄バス二日市株式会社		筑紫野市大字原836 - 1

名称	担当部署	所在地
西鉄バス宗像株式会社		宗像市陵巖寺4 - 7 - 1
西鉄バス両筑株式会社		朝倉市菩提寺540 - 1
西鉄バス久留米株式会社		久留米市御井町2291 - 1
西鉄バス筑豊株式会社	運行部	飯塚市片島2 - 19 - 1
西鉄高速バス株式会社	業務課	福岡市那の津4 - 3 - 22
西鉄バス北九州株式会社	総務課総務係	北九州市小倉北区砂津1 - 1 - 2
九州急行バス株式会社	総務課	福岡市博多区博多駅南4 - 7 - 2
堀川バス株式会社	統括部	八女市本町1番地
株式会社甘木観光バス	営業部	朝倉市大字甘木1396番地2
西鉄観光バス株式会社	総務部	福岡市中央区地行2 - 3 - 10
西鉄北九州観光株式会社	総務課	北九州市小倉北区青葉1 - 2 - 32
九州観光バス株式会社	総務課	福岡市博多区石城町10 - 18
柳城観光株式会社		柳川市下宮永町1092
九州郵船株式会社	課長代理	福岡市博多区神屋町1 - 27
大川海運物産株式会社	フェリー部	福岡市中央区那の津3 - 46 - 7
九州西武運輸株式会社	総務課	福岡市博多区東那珂3 - 7 - 58
久留米運送株式会社	総務部	久留米市
株式会社博運社	総務部	糟屋郡志免町別府621
株式会社ランテック	社長室	福岡市博多区古門戸町4 - 26
九州産業運輸株式会社	営業本部	北九州市門司区浜町10 - 16
三友通商株式会社	総務課	筑紫野市上古賀2 - 1
社団法人福岡県トラック協会	専務理事	福岡市博多区博多駅東1 - 18 - 8
社団法人福岡県医師会	情報企画課	福岡市博多区博多駅南2 - 9 - 30
社団法人福岡県歯科医師会	事務局	福岡市中央区大名1 - 12 - 43

名称	担当部署	所在地
社団法人福岡県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉2 - 20 - 15
アール・ケー・ビー毎日放送	報道部	福岡市早良区百道浜2 - 3 - 8
九州朝日放送株式会社	報道制作局	福岡市中央区長浜1 - 1 - 1
株式会社テレビ西日本	報道局	福岡市早良区百道浜2 - 3 - 2
株式会社福岡放送	報道制作局	福岡市中央区渡辺通1 - 1 - 1
株式会社ティー・ビー・キュー ー九州放送	報道スポーツ局	福岡市博多区住吉2 - 3 - 1
株式会社エフエム福岡	放送本部	福岡市中央区渡辺通2 - 1 - 82
株式会社九州国際エフエム	総務部	福岡市中央区天神2 - 5 - 35
福岡県道路公社	総務係	福岡市博多区吉塚本町13 - 50
福岡北九州高速道路公社	総務係	福岡市東区東浜2 - 7 - 53

災害拠点病院一覧表

(基幹災害医療センター・地域災害医療センター)

区分	二次医療圏名	医療機関名	病棟数	所在地	電話番号	ヘリポート状況		
						敷地内外	区分	病院からの距離
基幹災害医療センター		国立病院機構九州医療センター	700	福岡県中央区地行浜 1 - 8 - 1	092 - 852 - 0700	屋上	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	済生会福岡総合病院	390	福岡県中央区天神 1 - 3 - 46	092 - 771 - 8151	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡大学病院	915	福岡市城南区七隈 7 - 45 - 1	092 - 801 - 1011	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島・粕屋	九州大大学病院	1,275	福岡市東区馬出 3 - 1 - 1	092 - 641 - 1151	敷地外	公共用	6.5 km
地域災害医療センター	福岡・糸島・筑紫	福岡赤十字病院	509	福岡市南区大楠 3 - 1 - 1	092 - 521 - 1211	敷地外	公共用	5.0 km
地域災害医療センター	北九州市	北九州市立八幡病院	439	北九州市八幡東区西本町 4 - 18 - 1	093 - 662 - 6565	敷地外	緊急時	1.3 km
地域災害医療センター	北九州市	北九州市立医療センター	687	北九州市小倉北区馬借 2 - 1 - 1	093 - 541 - 1831	敷地外	緊急時	1.5 km
地域災害医療センター	北九州市	健和会大手町病院	642	北九州市小倉北区大手町 15 - 1	093 - 592 - 5511	敷地外	緊急時	2.0 km
地域災害医療センター	北九州・京築	北九州総合病院	360	北九州市小倉南区湯川 5 - 10 - 10	093 - 921 - 0560	敷地外	公共用	4.5 km
地域災害医療センター	北九州・宗像	産業医科大学病院	618	北九州市八幡西区医生ヶ丘 1 - 1	093 - 603 - 1611	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	久留米・甘木・朝倉	久留米大学病院	1,263	久留米市旭町 67	0942 - 35 - 3311	敷地内	非公共用	
地域災害医療センター	久留米・八女・筑後	聖マリア病院	1,388	久留米市津福本町 422	0472 - 35 - 3322	敷地外	非公共用	2.5 km
地域災害医療センター	有明	大牟田市立総合病院	350	大牟田市宝坂町 2 - 19 - 1	0944 - 53 - 1061	敷地外	緊急時	0.3 km
地域災害医療センター	飯塚・直方・鞍手	飯塚病院	1,116	飯塚市芳雄町 3 - 83	0948 - 22 - 3800	敷地外	緊急時	2.0 km
地域災害医療センター	田川	田川市立病院	342	田川市大字糶 1700 - 2	0947 - 44 - 2100	敷地外	緊急時	2.5 km
地域災害医療センター		糸田町緑ヶ丘病院	99	糸田町 3187	0947 - 26 - 0111	敷地外	公共用	0.7 km

二種感染症指定医療機関一覧表

医療機関名	住 所	電話番号
福岡市立子ども病院感染症センター	福岡市中央区唐人町 2 - 5 - 1	092 - 713 - 3111
北九州市医療センター	北九州市小倉北区馬借 2 - 1 - 1	093 - 541 - 1831
聖マリア病院	久留米市津福本町 422	0942 - 35 - 3322
筑後市立病院	筑後市大字和泉 917 - 1	0942 - 53 - 7511
田川市立病院	田川市大字糶 1700 - 2	0947 - 44 - 2100

緊急交通路一覧表

地域	種別	道路名	距離 (km)	選定理由	予備路線
福岡地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	国道 3 号
		国道 3 号	161.9	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
		国道 202 号	67.1	佐賀・長崎からの緊急輸送	福岡前原道
	海上輸送	国道 3 号	161.9	博多港（箱崎埠頭）等からの緊急輸送	
		市道千鳥橋唐人線	3.2	博多港（中央埠頭・箱崎埠頭）等からの緊急輸送	
	航空輸送	県道桧原比恵線	7.3	福岡空港からの緊急輸送	国道 3 号
		国道 3 号	161.9	陸自福岡駐屯地、航空春日原基地からの緊急輸送	
筑後地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面からの緊急輸送	国道 3 号
		国道 3 号	161.9	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
		国道 10 号	70.4	大分・宮崎方面からの緊急輸送	
	海上輸送	国道 10 号	70.4	苅田港、宇島港等からの緊急輸送	
		国道 199 号	46.7	小倉港、門司港からの緊急輸送	
	航空輸送	国道 10 号	70.4	北九州空港、航自築城基地等からの緊急輸送	
		県道北九州芦屋線	8.9	航自芦屋基地からの緊急輸送	国道 3 号
筑豊地域	陸上輸送	国道 200 号	82.4	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	国道 3 号
		国道 201 号	79.9	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
	海上輸送	国道 201 号	79.9	博多港、苅田港からの緊急輸送	
	航空輸送	県道飯塚福岡線	2.0	陸上自衛隊飯塚駐屯地からの緊急輸送	

田川市郡内主要路線一覧表

道路種別	路線名	起 点 終 点	実延長 (m)
一般 国道	322号	嘉麻市～北九州市	22,628
	322号バイパス	田川市～香春町	9,311
	500号	東峰村～山国町	19,954
主 要 地方道	田川直方線	田川市～直方市	10,571
	田川直方バイパス	田川市～直方市	8,977
	行橋添田線	行橋市～添田町	9,917
	八女香春線	日田市～香春町	22,795
	北九州小竹線	直方市～飯塚市	8,908
	苅田採銅所線	苅田町～香春町	4,356
	田川桑野線	田川市～嘉麻市	13,424
	添田小石原線	添田町～東峰村	12,213
	添田赤池線	添田町～福智町	13,092
一 般 県道	田川犀川線	香春町～みやこ町	8,673
	津野犀川線	みやこ町～添田町	4,876
	津野帆柱線	みやこ町～添田町	7,650
	香春糸田線	香春町～糸田町	8,602
	赤池糸田線	福智町～糸田町	5,310
	方城金田線	福智町	2,217
	鶴三緒田川線	飯塚市～川崎町	5,502
	猪国豊前柵田駐車場線	田川市～添田町	9,421
	英彦山香春線	添田町～香春線	28,207
	夏吉直方線	田川市～直方市	9,932
	金田糸田田川線	福智町～田川市	5,760
	川崎大行事線	川崎町～大任町	3,744
	川崎猪国線	川崎町～田川市	2,153
	英彦山添田線	英彦山～添田町	15,049
	庄伊田線	川崎町～田川市	8,392
	今任原奈良線	田川市	4,270
	今任原伊田線	大任町～田川市	2,512
	金田夏吉伊田線	福智町～田川市	7,898
	金田夏吉伊田線バイパス	福智町～田川市	4,325
	川宮伊田線	糸田町～田川市	2,875
伊登糸田線	糸田町～田川市	5,566	

防災における糸田町指定避難所一覧

NO	施設名称	所在地住所	電話番号
[1]	糸田町文化会館	田川郡糸田町3765 - 1	0947 - 26 - 2725
[2]	糸田町住民センター	田川郡糸田町1957 - 1	無
[3]	糸田町役場庁舎	田川郡糸田町1957 - 2	0947 - 26 - 1231
[4]	糸田町町民会館	田川郡糸田町2320 - 1	0947 - 26 - 0038
[5]	糸田町民体育館	田川郡糸田町3778 - 1	0947 - 26 - 3386
[6]	糸田小学校体育館	田川郡糸田町3256	無
[7]	糸田中学校体育館	田川郡糸田町3349	無
[8]	北区(二)公民館	田川郡糸田町2637 - 8	無
[9]	谷川公民館	田川郡糸田町1561 - 3	無
[10]	宮山公民館	田川郡糸田町1625 - 1	無
[11]	旭ヶ丘集会所	田川郡糸田町1113	無
[12]	西部公民館	田川郡糸田町1277 - 1	無
[13]	真岡生活館	田川郡糸田町1067 - 4	無
[14]	打越公民館	田川郡糸田町3817 - 1	無
[15]	鼠ヶ池公民館	田川郡糸田町35	0947 - 26 - 4451
[16]	出ヶ浦公民館	田川郡糸田町991 - 1	無
[17]	貴船集会所	田川郡糸田町1813 - 1	0947 - 26 - 2361
[18]	自由ヶ丘公民館	田川郡糸田町1849 - 46	無
[19]	桃山集会所	田川郡糸田町3966	無
[20]	大熊公民館	田川郡糸田町4120 - 10	無
[21]	堀川団地集会所	田川郡糸田町4129 - 5	無
[22]	宮川二集会所	田川郡糸田町3223 - 5	無
[23]	宮川一集会所	田川郡糸田町3652 - 2	無
[24]	原集会所	田川郡糸田町3438 - 1	無
[25]	上糸田地区集会所	田川郡糸田町3180	無
[26]	中糸田集会所	田川郡糸田町2372 - 2	無
[27]	下糸田公民館	田川郡糸田町3021 - 3	無
[28]	宮床公民館	田川郡糸田町1905 - 7	無
[29]	宮床団地公民館	田川郡糸田町3719 - 1	0947 - 26 - 2381

安 否 情 報 省 令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成十六年総務省令第六十九号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)	第二条及び第三条
--	----------

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)	第三条、第四条及び第五条
---	--------------

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日 本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、 ～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、 で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は を囲んで下さい。	回答を希望しない
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日 本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時: 年 月 日 時 分

市町村名: _____ 担当者名: _____

氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	負傷(疾病)の該当	負傷又は疾病の状況	現在の居所	連絡先 その他必要情報	親族・同居者への回答の希望	知人への回答の希望	親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の希望	備考

111

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 3 「 国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「 負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「 現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 5 ~ の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望者又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （ を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。）		被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 その他 （ ）
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

3 火災・災害等即報要領

			昭和59年10月15日	
			消防災第267号	消防庁長官
正	平成	6年12月	消防災第279号	
	平成	7年4月	消防災第83号	
	平成	8年4月	消防災第59号	
	平成	9年3月	消防情第51号	
	平成	12年11月	消防災第98号	
			消防情第125号	
	平成	15年3月	消防災第78号	
			消防情第56号	
	平成	16年9月	消防震第66号	

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

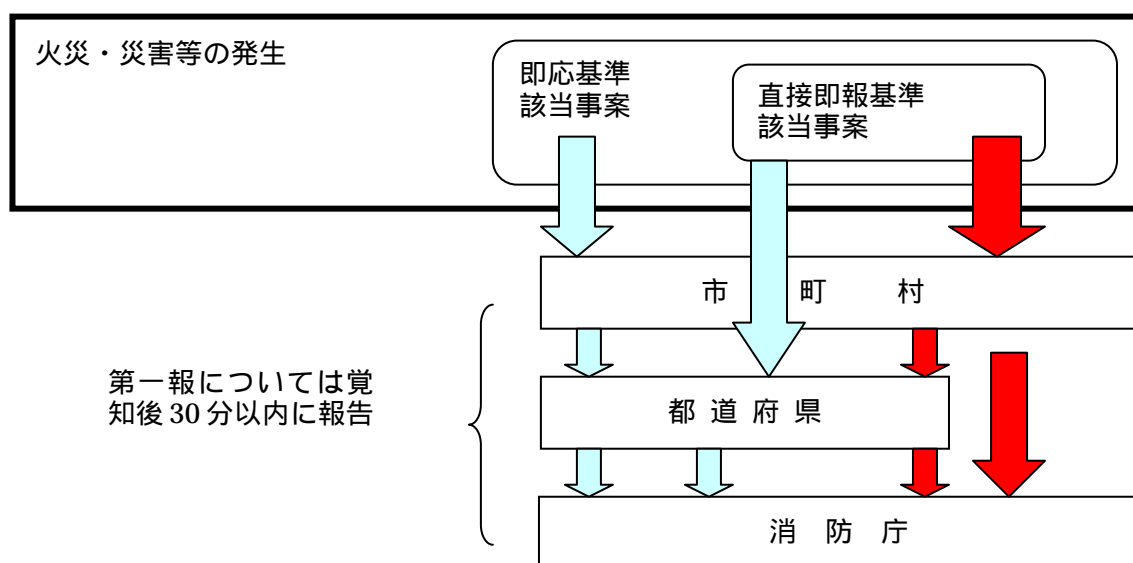
なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (1) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (3) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファ

クシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害

等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の

事象の通報が市町村長にあったもの

- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場

合を含む。)について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ 1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ 1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の 1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

3) 林野火災

ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

- エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「 (株) 工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(7) 施設の概要

「 と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る 製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素財服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

< 救急・救助事故等即報 >

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

< 災害即報 >

4 第4号様式

1) 第4号様式 - その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村

(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式 - その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況
- ・避難勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受領者氏名 _____

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時		月 日 時 分 (月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者 重傷	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
建物の概要	構造	建築面積				
	階層	延べ面積				
焼損程度	全焼	棟	棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
	焼損半焼	棟			建物焼損表面積	m ²
	棟数 部分焼 ぼや	棟			林野焼損面積	m ²
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲内で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入する事。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 建物 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種 第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要		危険物施設 の区分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重 傷	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽 症	人 (人)	
消防防災活動状 況及び救急・救 助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他		
		消防本部 (署)	台		
		消 防 団	台		
		海上保安庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲内で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入する事。

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ()	人 ()
	計	重 傷	人 ()	人 ()
	不明	中等症	人 ()	人 ()
		軽 症	人 ()	人 ()
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等の設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲内で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入する事。

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県			区		分		被		害	
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)		そ	田	流失・埋没	ha				
					冠水	ha				
報告者名			畑		流失・埋没	ha				
					冠水	ha				
			文	教	施設	箇所				
					病	院		箇所		
			道	路				箇所		
					橋	り	ょう	箇所		
			河	川				箇所		
					港	湾		箇所		
			砂	防				箇所		
					清	掃	施設	箇所		
			崖	く			ず	箇所		
					鉄	道	不通	箇所		
			被	害			船舶	隻		
					水	道		戸		
			電	話				回線		
					電	気		戸		
			ガ	ス				戸		
					ブ	ロ	ック	箇所		
			他	り			災	世帯	数	世帯
					り	災	者	数	人	
			火	災			建	物	件	
					発	生	危	険	物	件
			非	住			そ	の	他	件
					家	被	公	共	建	物
			害	害			そ	の	他	棟